

女性・平和・安全保障に関する 行動計画 評価報告書

2020年1月～2021年12月

2023年11月

女性・平和・安全保障に関する
行動計画評価委員会

内容

総論.....	4
国内における取組.....	6
【資料】国内の取組の有無の一覧.....	12
国際協力の取組.....	13
評価.....	19
参考資料 1	22
参考資料 2	45
評価委員会.....	49

総論

評価全体の方向性

本評価の方向性について評価委員会は、これまで議論した評価上の課題克服に向けて：①好事例案件の紹介ではなく、評価対象となる実施期間全体について「女性・平和・安全保障（WPS）」政策として評価を行う；②国際協力と国内実施の取組に分けて担当グループが協議し、報告原稿を作成する。；③今期評価の抜本的な特性と政策評価の要件に関わる考察及び評価組織の制度設計に評価目標と方法を定めている。

柱（大目標）毎の担当名は明記せず、執筆評価委員全員の担当とする。なお好事例については、取組関係者にとって参考になるような斬新な、模倣・普及すべき事例を数例抽出し、国内と国際協力の好事例の他 NGO の取組も加えて紹介対象とする。

これまで議論した評価上の課題については、1～4 回評価報告書に第一次 WPS 行動計画の特性との関係も含めて記述されている。特に、第一次「行動計画」の V.モニタリング・評価・見直しの枠組みにおいて、モニタリング・評価の意義と狙いは「経年的に改善が見られたかどうかを重視して評価を行う。同時に、指標や目標そのものの妥当性についても評価する。行動計画の実施を通して、男女共同参画の視点に基づく政策・事業の企画・立案・実施の能力が高まるよう、関係機関の体制整備、意識付けを日々点検するとともに、好事例（グッド・プラクティス）を共有・蓄積する。」とあり、包括的で抽象的である。好事例の抽出が作業目標とされた第1回評価報告書の作成では、ジェンダー視点からの国際協力という抽象的な目標達成を測るために国連による基準を採用した。事業主体となる関係機関からのデータは行動計画に記載された形式で提供され、質的・量的データの混在や、事業の多様な規模や実施期間などによる比較上のバイアスも課題となった。「行動計画」自体が厳密な評価を可能にするツールを求めている形式となっていることが、これまでの評価報告書を通して認識され、議論を経た評価上の課題である。日本の WPS 行動計画が追求する目標は日本の外交政策の脈絡の中で正当化されていること、そしてその方向性や ODA が国内の政策と繋がっているとの理解などは、国際基準のジェンダー主流化が第三次行動計画の目標として今後の目標達成を促進するために不可欠である。

本評価報告書の作成環境

評価対象となるデータの関係各省庁からは情報を外務省経由で入手し、更に必要とするデータの追加依頼とオンライン会合での直接 Q&A にも高い参加率で協力をいただいた。事務局（外務省）は NGO/市民社会との対話会合を的確に実施し、また、G7 首脳会議他の開催による評価報告書作成への影響マネジメントを続け、大幅なスケジュール変更を余儀なくされた委員会メンバーの可能な限りの調整の結果を待った。WPS 行動計画実施の重要性は首脳宣言に組み込まれ、G7 ジェンダー平等大臣共同声明には「意思決定における女性の代表性を高める」項目に「WPS」アジェンダに対する確固たるコミットメントほか具体的なアジェンダの内容が明記されている。このような形で WPS 行動計画とその実施の重要性はグローバル課題として認知を継続している。

「平時」と「非常時」

本報告書の「評価」において「平時」と「非常時」の区別の必要性が提起されている。第 3 次 WPS 行動計画に絞ってみても非常時の定義は複雑だが網羅的とは言えない。日本の WPS 行動計画の特徴として「紛争」に加えて「自然災害」を主要項目に入れている。これらは個人の力で対処できない類似の危機的出来事である。紛争、戦争、自然災害、大恐慌などにおけるニーズは緊急支援と共に個人のその後の生き方を長期展望に基づいた支援だといえる。

WPS 行動計画に関して最も重要な観点は、通常的生活におけるジェンダー・ギャップの解消で、通常時の社会構造や文化により構築された性別役割に基づく資源配分やパワー関係が、非通常時にも反映されて、女性は男性よりも危機的状況に置かれるという現実がある。

WPS の PS は W が付くことで何が変わるのか、政策評価の方法と共に改めて考察することが望ましい。

担当: 目黒

国内における取組

はじめに

日本における女性・平和・安全保障(WPS)に関する第1次及び第2次行動計画の特徴の一つは、国際協力を通じた取組だけでなく、国内における取組規定が盛り込まれたことである。この背景には、WPS 関連分野の取組を手がかりとして、日本の政策全般においてジェンダー主流化を推進していくことに対する市民社会の期待があった。ここで、「国内における取組」とは、その取組が地理的にわが国領域内において実施されている事例はもちろんのこと、たとえ、わが国領域外において実施されていたとしてもその取組を通じてわが国にWPSの精神を広げることに寄与するような事例をも含むものである。取組の主体としては、防衛省、外務省、内閣府、法務省、警察庁、海上保安庁、等各省庁を中心に、NGO、経済界及び政府のパートナーシップにより発足したジャパン・プラットフォーム(JPF)を対象にしている。

1. 「国内における取組」に関する行動計画の目標・具体策

評価の対象となる国内における取組は、以下のとおり、行動計画における「参画」「予防」「保護」「人道・復興支援」の目標・具体策にまたがっており、後掲の表にまとめたので参照してほしい。なおこの表では、今回報告のなかった事例には×印を入れている。多くの報告のなかった項目が存在していることに留意し、その要因を検証すべきである。

2. 女性の参画の促進

カバーした目標・具体策:「国連PKO等の支援活動への女性の参画推進とWPS関連決議の実施に繋がる取組」(I参画・目標4・具体策5)「適材適所の要員選考や志願状況を踏まえ、国連PKO又は2国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣」(I参画・目標4・具体策6)

今回の評価期間がコロナ期と重なっていたこともあり、WPSに関する女性の参画の試みは相対的に低調である。ここでは、国際平和協力活動や平和構築におけるグローバル人材育成に関する事例を紹介する(WPS実施主体における女性参画の状況は4で、防災・減災分野の女性参画の状況については5で取り上げている。)。国際平和協力活動等への女性隊員の派遣については、国連PKO、海賊対処行動に基づく活動、国際緊急援助活動等に、750名を派遣しており、防衛省からは今後も積極的派遣が検討されているとの報告があった(2021年12月現在)。また、外務省からは、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の育成を目的に、広島平和構築人材育成センターの「プライマリー・コース」を修了した日本人研修員10名(うち女性8名)を関連ボランティアとして国際機関の現地事務所に1年間派遣する事業の報告があった。いずれもWPSに基づく女性の参画拡大に貢献する方向性といえるだろう。女性の数の増大は一つの成果であるが、そこにはジェンダーに敏感な施策の実現を伴うことが不可欠である。

3. WPS 実施に関する国際連携

カバーした目標・具体策:「平和構築活動や災害派遣、途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修」(Ⅲ保護・目標1・具体策2)

第1次行動計画策定以降、WPSに関する対外的な取組について今回初めて、防衛省からASEAN諸国と連携して、WPSに関する国際連携の以下の試みが紹介された。

ASEAN域外国を含むインド太平洋の閣僚級が出席する拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)の下には、PKO分野の実務者による専門家会合が設置されており、日本はベトナムと共にADMMプラスPKO専門家会合(PKO-EWG)共同議長を務めることとなった(2021~2024年)。第1回専門家会合(2021年4月)において、「国連PKOにおける女性・平和・安全保障(WPS)」を議題にとりあげ、第2回専門家会合(2021年12月)では、女性PKO要員の増員が話し合われた。2021年9月29日には第1回WPSセミナーも開催し、「国連平和維持活動PKOにおける女性の参画」を検討した。

これら議題がどのような経緯で決定されたのかは、防衛省とのインタビューの際にも確認したが、不明であるということであったが、WPSが国際的に重要な基準・関心事項であることの証左といえよう。この専門家会合で、WPSを中心テーマとして今後も連携が深められることが求められる。

4. 能力強化及び政策・制度の強化

カバーした目標・具体策:「安保理決議1325及び、WPS関連決議の実施に当たり、ジェンダー主流化、女性の参画を推進する部署の設置を含む体制を整備」「男女共同参画の視点を有する人材を育成し、国内実施体制の強化を図る」(I.参画:目標4.具体策1及び2)

防衛省、警察庁、海上保安庁、消防庁からは、女性登用・女性活躍を進めており、職員の女性比率が年々増加しているという報告があった。従来、男性中心の組織では、現場に女性が増えることで女性のニーズに対応できるようになってきたなど、女性の参画の意義を実感している省庁もあった。今後、政策や実務レベルにおける女性の参画のさらなる促進が期待される。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の省令改正により、国の機関における職員の給与の男女の差異の算出及び公表が義務化された。採用及び管理職・幹部職への積極的な女性登用及び働きやすい組織風土により一層努めることを期待する。現状においては、意思決定層に占める女性割合が低い現状に鑑み、実務現場等における女性職員の声を施策にシステムチックにフィードバックする仕組みづくりも期待したい。

WPSに関する研修については、陸上自衛隊国際活動教育隊及び統合幕僚学校国際平和協力センター及び内閣府国際平和協力本部事務局において、国連平和維持活動に関連する研修・教育の一環として取り上げられている。全体的には、人権や男女共同参画/ジェンダーに関する一般的かつ単発的な研修や、それらをカリキュラムの中の一つのトピックとして扱う研修は行われているものの、各省庁が所管する政策領域におけるジェンダー課題(男女の異なる状況・ニーズとその背景にある構造的なジェンダー不平等など)に特化した実務的な研修は行われていない。男女別データやジェンダー統計の活用やジェンダー視点からの社会分析(ジェンダー分析)など、ジェンダー主流化に必要な基本スキルを習得するためのシステ

マッチな研修も行われていない。外部人材を積極的に活用するほか国際機関等によるジェンダー主流化研修マニュアルなどを活用した研修プログラムの開発・実施が期待される。

5 カバーした目標・具体策(Ⅲ保護、目標3、具体策5)「難民・国内避難民の保護及び支援に男女共同参画の視点が反映され、性的および性別に基づく暴力が防止される。」。

また、法務省においては、日本に保護を求める難民への包括的保障の中で、女性被收容者の看守業務に女性職員をあてる等、女性に対する一定の配慮がなされていることは理解するが、2年前の報告とほぼ同じ報告であったところ、懸念がある。

そこで、報告書作成のための、ヒアリングの結果、收容施設の警備官や空港の入国審査官などへの研修について、初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修のほかにも、職員の専門知識を向上させることを目的に、外部の専門家を講師に招くなどして各種研修を実施していることが確認された。

また、外部の専門家等による専門知識の向上を目的とした入国警備官向けの研修では、女性を含む被收容者に対する適正な警備処遇の在り方、処遇業務の遂行に必要な特別の知識及び技能を習得させる研修を実施していることを確認できたのは評価できる。ただ、その研修によってどう業務が向上したか、好事例がでることが望ましい。

第三次行動計画は、国内の取組の具体策として「女性に対する暴力を容認しない社会づくり」を掲げている。また、AV 出演被害防止・救済法、DV 法の改正、性犯罪に関する刑法の改正、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律など、国内の法整備も加速していることから、女性の人権及び女性および女兒に対する暴力・虐待・搾取について、(WPS を含む) 国際基準を踏まえた教育・研修を行うことが急務である。

6 防災・減災における女性の意思決定および事業実施への参画

カバーした目標・具体策:「国内の災害対応において、…女性の意思決定及び事業実施への参加を確保」(I.参画,目標3具体策3)

2020 年 5 月に内閣府男女共同参画局が内閣府統括官(防災担当)と連名で、都道府県知事・政令指定都市市長に対して、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく取組の促進を依頼した。また、フォローアップとして、「[ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査](#)」を実施し、地方公共団体の取組状況を示す各種データを収集し、公表している。防災に関する政策・方針決定過程、防災の現場、指定避難所の運営における女性の参画は、国の「防災基本計画」等で示されているが、それを実行するには、自治体レベルでの防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局の連携体制が欠かせない。したがって、国からのこうした働きかけは重要である。また、都道府県及び市区町村の取組状況及び女性参画の実態をモニタリングし、可視化するサイクルを確立した点も評価したい。

一方、2022 年の取組状況調査によると、防災・危機管理部局に女性職員がいない市区町村が、全体の 61.1%を占める、男女共同参画の視点からの防災をテーマとした職員向け研修・訓練を未実施の市区町村が 82.9%にのぼるなど、災害対応の主体である基礎自治体への

浸透が大きな課題であることがわかる。また、成果指標である「地方防災会議の委員における女性の割合」は、2019年が都道府県で16.0%、市区町村で8.7%、2022年がそれぞれ19.2%、10.3%である。第5次男女共同参画基本計画における2025年の成果目標の30%には程遠い。風水害などの災害の頻発化・激甚化や急速に進む人口減少を鑑み、地域において男女双方が防災・復興に参画すること、ジェンダー視点からの備えを徹底することの意義を徹底周知し、自治体レベルでの取組を加速させることを期待する。

7 難民・避難民/入管

「日本に保護を求める難民への包括的保護制度の確立の検討」(III.目標 3.具体策 5)

日本に保護を求める難民への包括的保護については、法務省が2016年度から、難民調査官研修において「性別に基づく暴力等に係る研修(外部専門家による、性別に基づく暴力等を含む、心的トラウマを受けた難民へのインタビュー方法に係る講義等)」を実施し、難民調査官20名(2020年度実施せず、2021年度:男性13名、女性7名)が受講している。ただ、全調査官の人数に対して、受講者の割合が非常に低いことも確認でき、女性や性的マイノリティの方々の保護をはじめとした重要な内容の周知がどのように対象となる職員になされているか、懸念が残るところである。

また、2022年2月のロシアによるウクライナ戦争によって避難民化したウクライナ難民は特に、女性、子ども高齢者であり、在留資格について柔軟な対応を図り、避難民に対して住居や就労機会の提供等の支援を検討している自治体や企業等からの情報を一元的に把握するための窓口を設置して、入管庁ホームページで同窓口を案内し、メールや電話で支援情報や相談を受け付けの対応や、避難民からの電話相談に土日祝日も対応する窓口を設置しているといった取組は非常に評価できる。

他方で、紛争影響国出身の他の難民との差別化は課題と言わざるを得ない。

【国内の取組①:WPS実施に関する国際連携に関する好事例(防衛省)】

ADMM プラス(拡大 ASEAN 国防相会議)の下に設置された専門家会合の一つが、PKO-EWG であり、2021年から2024年まで、日本はASEAN加盟国のベトナムと共にこのグループの共同議長国を務めることになっている。このグループは、PKO分野におけるWPSの認知度を上げ促進することを目標の一つに掲げた。

第1回 PKO-EWG 会合(オンライン)は2021年4月に開催され、WPSを議題として、国連専門家を招聘して、国連 PKO への女性隊員の派遣、紛争下の性的暴力及び PKO 要員等による性的搾取や虐待に関する取組について議論をした。また参加18カ国から各国における取組の紹介が行われ、各国の経験や課題を共有した。加えて、各国のWPSへの取組や知見を継続して集約するための「WPSプラットフォーム」の設立を決定した。このWPSプラットフォームを活用して、第1回 WPS セミナーを2021年9月にオンラインで開催した。ここでは国連 PKO 初の女性司令官として活躍した専門家を招いて、国連 PKO における女性の積極的な参画について議論を行い、参加者のWPSに関する認識を深めた。また、第2回 PKO-EWG 会

合(オンライン)が、2021年12月に開催され、女性PKO要員を増大させるうえで派遣前研修・能力構築訓練の重要性について討議し、各国の知見の共有を図った。

本件は、第1次国別行動計画策定から6年が経過し、ようやくWPSに関して地域的な連携の萌芽が見られた事例である。ぜひこの成果の詳細を日本国内に公表し、国民とWPSに関する情報共有・周知広報を求めたい。

★防衛省・自衛隊 第1回PKO専門家会合の概要

https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/dialogue/j-asean/admm_plus_ewg_01.html

【国内の取組②:防災・減災に関する好事例(内閣府)】

内閣府男女共同参画局は、東日本大震災等の過去の大規模自然災害の教訓と自然災害とジェンダーに関する国際基準をベースとする「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を制作し、2020年5月に内閣府統括官(防災担当)と連名で都道府県知事・政令指定都市市長に対して、同ガイドラインに基づく取組の促進を依頼した。包括的で実践的な内容になっており、世界的に見ても実践的ツールの好事例だと言えるだろう。

防災に関する政策・方針決定過程、防災の現場、指定避難所の運営における女性の参画は、国の「防災基本計画」等で示されているが、それを実行するには、自治体レベルでの防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局の連携体制が欠かせない。したがって、国からのこうした働きかけは重要である。また、都道府県及び市区町村の取組状況及び女性参画の実態をモニタリングし、可視化するサイクルを確立した点も評価したい。

また、フォローアップとして、「[ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査](#)」を実施し、地方公共団体の取組状況を示す各種データを収集し、公表している。さらに、市区町村の防災・危機管理部局の女性職員が10%以上の市区町村では、女性・妊産婦・乳幼児・介護用品等を常備備蓄する割合が高まることも可視化した。実践的ツールの提供だけではなく、都道府県及び市区町村の取組状況及び女性参画の実態をモニタリングし、可視化するサイクルを確立した点を評価したい。風水害などの災害の頻発化・激甚化や急速に進む人口減少を鑑み、今一度、地域において男女双方が防災・復興に参画すること、ジェンダー視点からの備えを徹底することの意義を徹底周知し、自治体レベルでの取組を加速させることを期待する。

★災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン

<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

★ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査

https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/chousa_r04.html

【国内の取組③:安保理決議1325号及び関連決議の実施のための行動計画の周知広報に関する好事例(外務省)】

2021年3月29日に開催された外務省主催ウェビナー「国際女性記念の年に寄せて」では、3つのテーマの一つとして、WPS を取り上げた。「女性・平和・安全保障ってなに？」と題したパネル・ディスカッションに、ジュリア・ロングボトム駐日英国次期大使、アフガニスタン在住の共同通信カブール支局通信員安井浩美氏、UN Women アジア太平洋地域事務所長ムハンマド・ナシリ氏、パトリシア・フロア駐日欧州連合大使が登壇し、多様な立場・視点からの報告が行われた。

パネル・ディスカッションでは、オーディエンスの多くが一般市民であると想定し、安保理決議 1325 号及び関連決議が採択された背景・趣旨の解説やアフガニスタンからの現地報告から、国連や G7 を通じた国際社会による取組み、日本の貢献まで、WPS の文脈に沿った情報提供が行われた。また、G7 加盟国が、支援を必要としている紛争影響国を「パートナー国」とし、その国に対して集中的な支援を提供する「G7 女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ」の概要や、その枠組みを通じて、日本のパートナー国であるスリランカで UN Women と協力しながら展開している女性のエンパワーメント・プロジェクト、アフガニスタンにおける JICA による女性警察官への訓練支援も紹介されている。パネル・ディスカッションの動画は、アーカイブ化されており、2023年8月時点で600回近く再生されている。

紛争影響国における女性・少女の状況や WPS を基軸とする国際社会による取組について、日本国内の報道は限定的であり、断片的な情報しか提供されていない。一般市民から専門家・実務家まで、多くの人たちが関心を持てる内容で、誰にでもアクセスできる形で、周知活動を行なっていることを評価する。

★外務省主催ウェビナー「国際女性記念の年に寄せて」パネル・ディスカッション3「女性、平和、安全保障ってなに？」 動画

<https://www.youtube.com/watch?app=desktop&v=VZIt7y7VmwU>

担当：石井(宏)、大崎、川真田

【資料】国内の取組の有無の一覧

	目標	具体策	2020・21年度 取り組みの有無
参画	2. 和平プロセスへの女性の参画が高まる	3 選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保	コロナ禍のため、国際選挙監視団の派遣無し
		5 日本人女性が国連等の国際機関、や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進し、和平プロセスへの女性の参画を推進	×
	3. 人道・復興支援および、防災・減災実施の政策に関する意思決定に女性の平等で意味ある参画が促進され、女性に対する配慮が反映されるとともに、女性が積極的な役割を果たすことができるようになる	2 災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保	○
		3 国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保	○
		1 安保理決議1325及び関連決議の実施に当たり、ジェンダー主流化、女性の参画を推進する部署の設置を含む体制を整備	○
	4. 安全保障・防衛・外交政策実施のための国内政策にかかわる意思決定に男女共同参画の視点が導入され、意思決定レベルを含め、女性の参画が高まる	2 男女共同参画の視点を有する人材を育成し、国内実施体制の強化を図る	○
		3 安保理決議1325号及び関連決議の実施のための行動計画の周知広報	○
		4 和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に参加する日本代表団への女性の参加を高める	×
5 国連PKO等の平和維持・支援活動への女性の参画促進と安保理決議1325号及び関連決議の実施に繋がる取組		○	
5. 国家間および紛争当事者間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のため、国内における女性、市民社会・NGOの活動を促進する	6 適材適所の要員選考や志願状況を踏まえ、国連PKO又は二か国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣	○	
	3 国内において、平和教育を促進	×	
保護	1. 人道上の危機的状況下における性的及び性別に基づく暴力の被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される	2 平和構築活動や災害派遣、途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修	○
		2 国連のPKO要員等による紛争下の性的及び性別に基づく暴力の防止・対応を強化	○
	3. 難民・国内避難民の保護	1 難民・国内避難民支援に携わる要員の訓練	×
	4. 支援者、派遣要員による性的搾取・虐待(SEA) 性的及び性別に基づく暴力・性的搾取と虐待を防止し、加害者に対し適切な捜査・処罰が行われる	1 人道・開発支援活動に従事する要員による性別に基づく暴力の予防	×
		2 国連PKO要員等、及び平和構築活動や途上国の開発・人道支援事業に従事する職員・隊員による性的搾取虐待(SEA)の防止と対応	○
		3 国連PKO要員の訓練への支援	○
	4 派遣時に性的及び性別に基づく暴力の加害があった場合の訴追・処罰メカニズムの確立	×	

国際協力の取組

はじめに

日本政府の女性・平和・安全保障に関する第二次行動計画(2019-2022)は、国際協力を通じて、紛争や災害など人道上危機的な状況にある国や地域における女性や少女の平和と安全保障を推進することをその目標に掲げている。紛争や災害の予防、地域の復興と開発、平和と安全の維持に向けたあらゆる取組への女性の参画とリーダーシップを推進して、女性や少女の人権や平和と安全が守られるジェンダー平等な社会を実現していくことを目指している。

女性・平和・安全保障に関する第二次行動計画(2019-2020)の評価では、国際協力を通じた取組数は増加傾向にあり、特に、国際機関への拠出を通じた取組数に顕著な増加が認められた。紛争影響地域、災害影響地域において、女性を男性と平等な主体として認識し、その社会・経済参画とリーダーシップを推進する取組が増加してきていることが評価された。

他方、より一層強化していくためには、国際機関への出資・拠出(多国間援助)と二国間援助という政府開発援助によるそれぞれの支援の強みや、NGOによる支援の特性に基づく個別の取組を強化していくことの必要性が指摘された。政府が、国際機関や国内の女性団体を含む市民社会による調査研究や先進的で試験的な取組をより積極的に支援し、得られた知見や教訓が新たなアプローチや手法として二国間援助や市民社会の取組に還元されていくような取組を進めていくことが推奨された。

以上のような評価結果も踏まえ女性・平和・安全保障に関する第二次行動計画(2020-2021)を評価する。

1. 好事例

(1) 和平プロセスにおけるジェンダー主流化の好事例

「予防(男女共同参画の視点とジェンダー主流化を取り入れたコミュニティの再建(リハビリテーション)支援)」「治安関係者及び地域社会間の能力及びパートナーシップ強化ならびに女性・若者のエンパワーメントを通じてムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地区(BARMM)の移行プロセスにおける安全と安定の促進」(実施機関名:UNODC/UN Women、実施期間:2021年4月~2022年3月)

本案件は、フィリピンのムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地区における平和構築と民主的な制度体制形成への移行を継続的に支援するため、同地域において合同安全保障委員会や警察機構などを含めた能力開発を行っている。さらにジェンダーを安全保障上の共同行動の中核に据えるため、ジェンダーに配慮しジェンダー比率を考慮した採用・維持・昇進、文化とジェンダーに配慮した地域社会型警察活動の促進など、ジェンダーに対応した法執行プロセスを進めている。

同地域では40年続いた紛争を経て和平プロセスと自治政府の設立が進んでおり、治安機構の改革は其中で大きな役割を担うものであるが、本案件はUNODCとUN Womenがそれ

それぞれの専門領域を生かした連携をしていることに加え、政府およびモロ・イスラム解放戦線の代表者、安全保障関係者、女性団体、若者などを巻き込む形で進めており、かつ警察の中で女性だからという理由で事務的かつ補佐的な業務に女性が従事するといった課題にも配置の見直しや能力強化などで対応できるような取組を行っている。さらに同自治区でWSPの地域行動計画が採択されていることも含め、本事業が同地域およびフィリピンにとって重要な和平プロセスにおいてジェンダー主流化を推進することに貢献していると評価できる。

(2) ジェンダー平等な社会変革に向けた不平等な法律や制度の改革のための市民社会の能力強化の好事例

「中東・北アフリカ地域における女性に差別的な国籍法への対応」(実施機関名:UN Women、実施期間:2020年4月～2021年5月)

本案件は、中東・北アフリカ地域の4か国(モロッコ、レバノン、シリア、チュニジア)において、(1)政策策定者と市民社会が『女性・女兒のための法の平等』に対する理解を深め、差別的な法律の撤廃に向けた活動を加速化するための啓発活動を実施し、(2)政策策定者と市民社会のジェンダー平等と差別に影響を与える法律に関するデータと分析へのアクセスを向上し、また、(3)レバノン及びモロッコにおける政策策定者と市民社会による法改革の好事例を形成するものである。

モロッコでは、ジェンダー平等に与える影響の観点から関連法の見直しと評価を実施し、ILO190 条約批准、労働法、暴力法の改正に向けた啓発活動を行うための市民社会連合の立ち上げに対する支援として、ビデオ等を作成してメディアに配布した。また、市民団体による刑法・刑事訴訟法の改正に向けた啓発活動を支援した。レバノンでは、「レバノン女性のための国民評議会」に対して、差別的な法律の改革に関する戦略文書作成支援を行い、また個人の地位に関する法及び国籍法等についての円卓会議の開催、国籍法の改正に向けた調査を実施してビデオを作成するなど、市民社会関係者、立法府関係者への支援や啓発活動が行われた。リビアでは、女性・女兒に対する暴力の事案を担当する裁判所が2か所(トリポリ及びベンガジ)で立ち上げられ、判事6名のうち5人が女性となっている。

ジェンダー平等な社会変革のためには、不平等な法律や制度の改革のための市民社会の能力強化が欠かせない。本案件はそのための土台となる支援として評価できる。

(3) 紛争被害者のソーシャルインクルージョンにWPSの視点を組み込んだ好事例

「コロンビア 障害のある紛争被害者のためのピア・カウンセラー養成」(スキーム名:現地国内研修、実施機関名:JICA、実施期間:2021年9月～2024年3月)

本事業は、障害のある紛争被害者のピア・カウンセリング研修計画や実施するための知見・能力を強化することを目的とし、障害のある紛争被害者が特に集中している農村地域において、ピア・カウンセラーの養成を行うものである。

コロンビア政府は、紛争被害者の包括的な補償プロセスの枠組みにおいて、障害者の包摂を優先課題とした政策を導入している。これに則り、担当官庁である被害者支援総合補償

ユニット(UARIV)は、JICA の技術協力プロジェクト「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト(2015年3月～2020年3月)」において、障害のある紛争被害者のエンパワーメントを促進する一つ手法として、「ピア・カウンセリング」を導入した。

本研修の参加者の半数以上が障害のある紛争被害女性となっている。研修の実施に際しては、紛争とジェンダーに基づく暴力(GBV)被害を含め、女性ならではの課題にも対応できるカウンセラーの養成に向けた研修を行っている。さらにカウンセラーの養成数を増やし、ピア・カウンセリング活動の横展開を狙う。

本案件は、障害がある紛争被害女性自身のエンパワーメント支援の取組として、また、紛争被害者のソーシャルインクルージョンにWPSの視点を組み込むことで、人道上の危機的状況下における複合的な困難への対応として評価できる。

(4) 女性・女児(障害者を含む)が自らに影響する意思決定へ積極的な参加を促進する好事例

ウガンダ、ソマリアにおける女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護

(実施機関名: UN Women、実施期間: 2021年3月～2022年3月)

本案件は、紛争の影響を受けたナイジェリアの国内避難民キャンプやホスト・コミュニティの女性と女児に対し、起業を始めとする生計手段の創出、地域の市場や雇用の可能性に関連したビジネススキルの訓練を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の流行及び長引く紛争の中で経済的自立を図ることができるようにするものである。また、紛争の影響を受けた女性・女児(障害者を含む)が、自分たちに影響を与えうる意思決定に積極的に参加し、説明責任を負うことができるようにすることも目的としている。具体的には、女性・女児に対する職業訓練及び起業支援キットの支給、石けん、マスク等のコロナ感染予防対策用品の生産に関する訓練、ジェンダーに基づく暴力に関する啓発活動、ボルノ・ヨベ州における暴力禁止法の実施と普及への支援、政府が運営する既存のジェンダーに基づく暴力被害者保護シェルターに対する支援、ジェンダーに基づく暴力に関する情報発信材料・教材等の開発、男性・男児に対する啓発活動、教員、女性・女児に対する情報技術研修、200人女児のフォーマル教育への復帰支援、研修中の女性たちに対する育児支援等が実施された。

本案件は、女性・女児(障害者を含む)が自分たちに影響を与えうる意思決定に積極的に参加できるようにエンパワーメントを図り、経済的な自立、ジェンダーに基づく暴力に関する啓発活動等、多角的な支援が実施されていることが評価できる。また、女性・女児のみならず、男性・男児や教員を対象とした啓発活動や政府が運営する暴力被害者保護エンパワーメントも実施され、避難民キャンプやホスト・コミュニティ全体を巻き込みのジェンダー主流化への取組みが強化されている。目標2【移行期・復興期】に示される女性・女児等が支援から取り残されないよう留意することや緊急人道支援とエンパワーメントへの継ぎ目のない支援、女性の安全を確保した上で女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に向けた取組などが達成されている。

(5) 女性たちのリーダーシップの育成にも波及的な効果をもたらした好事例

一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト

(実施機関名: JICA 実施期間: 2017年1月～2023年)

本案件は、地域社会の基本単位である村のコミュニティの復活に課題を抱えているキルギス共和国でコミュニティ組織(CBO)の再構築・活性化を目指すものである。JICAは「イシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」(協力期間: 2007年1月～2010年9月)及び「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」(協力期間: 2012年1月～2017年1月)を通じ、イシククリ州コミュニティビジネスの振興による経済の活性化を支援してきたものである。生産された商品を早く現金化し、収入を生産者に届ける仕組みを販売店の増加や優良品計画やその他日本企業の連携等により構築したことにより、女性たちが収入を得ると同時に、家庭内の女性の地位が向上するという効果を認めている。

さらに、イシククリ州の活動成果をキルギス全土へ広げる取組が行われ、地域の女性グループなどとの連携により地域特産品の生産体制を多数構築している。生産活動を進めるにつれて、品質向上や生産の効率化を図る中で、独裁的なリーダーが交代させられたり、若手をリーダーに選んだりといった変化とともに、女性たちのリーダーシップの育成にも波及的な効果をもたらした。

本案件は、女性・女兒等の固有の状況・ニーズが反映された継続的な支援とその効果に基づき対象地域を拡大させるという着実な変容をもたらしている。さらに家庭内での女性の地位向上や女性たちのリーダーシップの育成にも波及的な効果をもたらしたことは、女性のエンパワーメントの促進に繋がるものと期待される。女性の平等な参画が確保された形で支援関係者間での調整・連携のとれた人道・復興支援が実施された結果であると評価する。

2. 報告書の論点

- (1) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する視点に立った法律や政策・制度の整備を強化し、既存の男性優位な社会を変えていくことを意識した取組が不可欠であると、前評価報告書でも指摘されていた。アラブ地域で、刑法、国籍法、労働法など、差別的な法律の改革に関する戦略文章や啓発資料の作成支援を通して、市民社会や法曹界の女性をエンパワーする活動が実施されたことは評価できる。しかし、市民社会や法曹界を変革の担い手として位置づけるには長期的な支援が必要なため、本案件の結果を受けた継続支援の有無が気になる点である。また、このような案件は依然として非常に数が少ない。不平等な社会において経済的なエンパワーメントとして女性の職業訓練をしたり、生計手段を提供したりすることは現に危機に直面している人々への支援として不可欠だが、そこにとどまっていたら、エンパワーメント支援の効果を十分に期待できない。
- (2) 紛争時の暴力リスクは、マイノリティ(障害、市民権、エスニシティなど)の女性などにおいて深刻であるが、保護が個人の属性別にバラバラに企画されるだけでは、複合的な困難状況にある(例えば障害を持つ女性)紛争被害者へのアプローチとしては不十分である。

このような交差性を帯びた困難な状況において、コロンビアでは、障害のある紛争被害女性自身によるピア・カウンセリングの研修が企画されるなど、より一歩踏み込んだ事業が見られている。また、ヨルダンでは、紛争関連の性的暴力サバイバー及び被害のリスクがある人々に対する案件実施において、GBV のケースマネジメントに関するトレーニングに障害者や LGBTQI、移民、男性の GBV サバイバーへの対応も含める等、質を向上させている。このような、サバイバーの状況に合わせた個別の質の高い支援が増えている。

- (3) 参画および予防の分野において、特に女性の和平および政治参画を促す取組が圧倒的に少ないという課題は、前評価報告書で指摘されていたが、今回の評価でも状況は改善されていない。ソーシャルワーカーや司法関係者、軍・警察関係者など、カギとなる職業に女性が増え、研修を受けていることはよいが、それにとどまらず、和平交渉や和平プロセスにおける意思決定の場を含め、国や地域レベルにおける政治への女性の参画を推進する試みを意識的に増やすべきである。また、国・政策レベルの人材を輩出するためには、その裾野にあたる草の根レベルでの平和構築や意思決定への女性の参画を行うことで意思決定および政策レベルでの参画のための礎ができることから、市民社会レベルでの女性およびジェンダー平等の視点での参画を促すような取組が必要である。
- (4) 和平や紛争予防の分野での参画の好事例が少なかった一方、防災分野についてはアジア、中南米などで地震、サイクロン、火山など様々な自然災害における男女の参画やジェンダー平等の促進を含めた好事例の取組数が大幅に増えていることは評価できる。個々の好事例としては、女性用の災害設備を増やす、女性を意思決定に参画できるように人数を増加するなど基本的な施策への取組に留まっているものも多いが、ジェンダーの視点を踏まえた防災計画やリスク削減およびそのプロセスへの女性専門家の増加および参画の取組も増えている点は評価できる。
- (5) ジェンダーに基づく暴力(GBV)の撤廃に向けた取組の不足については、数も規模も、顕著な効果が期待できるには程遠い状況であることに変化はない。とりわけ、加害者不処罰の慣行の終焉に向けた法整備や法・司法関係者の能力強化等に向けた取組は、みられていない。
- (6) 人道・復興支援では、WPS に主眼をおいた案件とリプロダクティブ・ヘルスに関連した案件が約半数で、WPS を含む案件が約半数であった。対象国は、アフリカや中東が半数以上を占めていた。自然災害に関連した案件は 3 件で、新型コロナウイルス感染症に関連した案件が 18 件、ロシアによるウクライナ侵攻に関連した案件が 3 件であった。
- (7) ロシアによるウクライナ侵攻に関連した案件では、ウクライナからの避難民の受入れに伴う公衆衛生分野をはじめとする保健医療・緊急人道支援分野で、モルドバ保健省及び世界保健機関(WHO)等との連携により災害医療情報の標準化手法(Minimum Data Set: MDS)が活用された。ウクライナ避難民には女性や子どもが多い中で、周産期や妊産婦ケア、子どものケアなどの現状やニーズが確認された。
- (8) 前回の評価で指摘された NGO による支援の特性に基づく個別の取組を強化がなされたと評価できる案件が 4 件であった。具体的には、国連 WHP と日本の NGO である ICAN との連携が実施され、JICA の草の根技術協力事業としては、国立大学法人群馬大学に

よる西パプア州ビントウニ県における保健スタッフの人材育成を通じた女性の健康改善プロジェクト、認定特定非営利活動法人 HANDS(Health and Development Service)による山岳地域の女性が元気に暮らせる村づくりプロジェクト、ネパール交流市民の会によるポカラ市北部における住民参加型地域保健活動を軸とした持続可能な母子保健プロジェクトが展開された。

<COVID-19 に関して>

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響において SGBV や DV の防止と対応を継続する取組が各地で実施された。中東・北アフリカ諸国において、コロナ禍のジェンダーに基づく暴力への対応と今後の対応について市民団体向けの教材及びガイダンス・ノートを作成することで、現地の女性団体の能力強化が実施され、コンゴ民主共和国では、コロナ禍において遅延している紛争関連性的暴力の捜査における優先順位の付け方などについて技術的支援が行われた。また、アフリカ地域全体を対象として、近年急増している DV や性暴力、若年妊娠等の SGBV 被害への対応を新型コロナウイルス感染症対策の一環としても位置付け、現状や支援ニーズの調査が行われた。今後の事業計画に活用することが望まれる。バノン、ヨルダン、イラクでは、紛争関連の性的暴力やジェンダーに基づく暴力の被害者女性支援を目的として感染予防対策に沿ったオンラインでの被害女性支援の拡充や PPE の配布等が実施された。タイ、バングラデシュ等においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのジェンダーに配慮した対応策支援(女性リーダー育成)が、テロ・暴力過激主義・女性へのヘイトスピーチの防止・対応のための政府機関の能力強化支援、地域協力プラットフォーム構築支援などと同様に行われた。コロナ感染予防・コロナ感染時の対応について女性団体や市民社会の能力強化・女性団体等への財政支援を含めた能力強化が行われた。これらの事業は困難な状況で実施されたものであり、それ自体が評価に値することに加え、新型コロナウイルス感染症への対応という一過性の課題と捉えず、今後もあり得る社会の危機に際して、女性団体や市民社会の対応能力の強化に貢献する支援が行われたことは、評価できる。
- (2) 一方で、複数の案件が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施や計画の遅延・変更を余儀なくされた。紛争や災害と感染症の発生が同時に進行した際に、WPS に関係した事業がどのように影響を受けたのか、感染症が無い場合の緊急救援における課題と比較して、どんな課題があったのかについては、検証が必要である。

担当:石井(美)、池田、瀬谷

評価

ここでの評価対象は、「女性・平和・安全保障に関する行動計画(WPS)」第2次行動計画(2019—2022年度)である。この期間の序盤は、行動計画に関わる活動は「平時」の中で粛々と進められた。しかし、2020年以降の第2次行動計画の評価は難しい。この理由は2つある。

第1は周知のように新型コロナ禍(COVID-19)である。2020年1月5日「中国武漢で原因不明の肺炎」の流行を日本の厚生労働省が公表してから、国内でも健康と生命の安全、社会生活、経済活動に悪影響が見られた。もちろん国際社会も同様であった。想定しない中で突然現れ、なかなか収束しない新型 COVID-19 に、社会の諸活動は平時以上の慎重さと努力が求められた。「平時」の評価活動は十分に機能しなかった。難しい第2の理由は、2022年2月24日にはじまったロシアのウクライナ侵攻による影響である。国際社会は「非常時」に陥ったのである。

もちろん、この非常時に向けて、第3次 WPS 行動計画(2023—2028年度)は、次のように宣言している。「危機的な状況にある国や脆弱国に対する緊急援助や人道支援において、女性・女児の人権擁護、性的及びジェンダーに基づく暴力の防止・対応、エンパワーメントに資する取組を実施する(中略)、紛争予防・解決・和平交渉・平和維持・平和支援活動、平和構築、防災・減災及び災害復興に向けた取組と意志決定の場への女性の参画を増やす」。そして、この宣言の有効性確認は、後の評価に委ねられている。

なお、2020年にはじまった国際社会の危機的動向は現在進行形であるために、多くの WPS 行動計画活動は、平時を前提にした評価になじまなくなっている。事前に想定した事態を遙かに超えた現実は、「想定外」になって、計り知れない事態に陥っていることも背景にある。指標を定め数字が出たとしても、その数字の前提が変わっている恐れもある。さらに、各地で発生する自然災害、パレスチナ問題(2023年10月)も想定外の悪影響を及ぼしている。評価は平時のマネジメントにおいて有効であるが、そうした状況にはない。

ただ、こうした状況下だからこそ、WPS 第2次行動計画(2019—2022年度)に基づく活動がどのような効果をもたらしたのか、活動実績を知ることは重要である。

なお、今回の非常事態に関しては、もし詳細な評価を求めるのであれば、機会をあらため、特別の評価体制(特別評価チーム)を立ち上げ、別のスキーム(つまり従来の PDCA の発想ではない個別評価)での評価を考えるべきであろう。

1. これまでの評価の経緯

第1次行動計画の評価報告書については、評価の前提の基板がないまま評価したので、日本の WPS 分野への取組全体を俯瞰する形で報告書を作成せざるをえなかった。また、行動計画自体も包括的で抽象的だったため、日本政府の最優先課題や目標が明確でないところもあり、評価の方向性の確定に苦慮した。そこで、第1次では評価報告書の構成を、重要テ

一マ(参画・予防・保護・人道支援と復興支援・モニタリングと評価)に割り当て、それぞれのレビューをふまえて全体総括を行った。その上での「好事例」案件の紹介であった。

第2次行動計画も、第1次行動計画と構成が同じであるため、評価の基本的なスタンスは変わっていない。ただし、評価報告書の内容を明確にするため工夫があった。評価アプローチを「国際協力の取組」と「国内の取組」の二つに分け、全体の方向性を分析、評価した工夫である。また今回の第2次の評価では、第1次評価の経験があり、既存の評価報告書や提出されたモニタリング実施状況報告を踏まえていることから、案件数の充実度や件数の増加などの経年変化を確認できるメリットがあった(それは各評価本文を参照されたい)。その結果、幸運にも行動計画を対象にした本来の「政策評価」方式に接近した。ただし、基本は個々の実施官庁に対して活動報告を求め、その報告に対して評価委員が質問やコメント、さらに追加質問を行いつつ、行動計画全体の進捗状況を確認している。「現状を知る」評価の基本ミッションは達成されている。

2. 今回の評価

評価はすべて、まず基本事項の確認から始める。今回の第2次WPS評価も同様であるが、基本事項の確認が評価の重要な視点になる。ここでは国名、スキーム名・案件名、事業費、実施主体、事業期間、実施状況、出典の照会、公表の可否が基本事項である。現状を明らかにするために照会する相手先の選択も評価にとって重要だが、これについて日本のWPS評価は一貫して行動計画の現場で活動した官庁である。

具体的にどのような質疑を行ったのかについて、代表的な事例は評価書の本文に見られる。たとえば内閣府(男女共同参画と防災等)、防衛省(幹部の研修など)、法務省(出入国在留管理庁の取組・省内ワークライフバランス等)、警察庁(庁内のジェンダー主流化と女性参画・ワークライフバランス・海外警察研修への専門家派遣)、海上保安庁(防災・危機管理)、消防庁(全消防吏員と消防団員における女性の比率)などである。もちろん外務省内でも同様の調査とヒアリングは行ってきた。ここではウガンダ、ジンバブエ、マダガスカル、コモロ、モザンビーク、ルワンダ、南スーダンなどの各国における現状と取組状況の回答も紹介されている。

各回答には詳細な現地情報、あるいは具体的な数字が入っており、状況がどのように推移しているのかの実態が把握できる。数字のエビデンス・ベース情報だけでなく、評価理論で注目されはじめている「ナラティブ・ベース」の情報も充実しているため、WPSが目指す方向性は、関係官庁内で共有できていることがうかがえる。また情報をふまえたパブリック・コメントが行われ、さらに市民社会からの多様な意見を反映しようとする努力も見られた。得られた評価情報の質と精度を向上させる努力が見られる。

3. 総括と提言

最後に、前回の評価報告書(2021年3月)をふまえた総括を、ここでは行いたい。

WPS 評価は国際社会と日本の社会における WPS 活動に対する市民の理解増進が第 1 の目的であり、またこれをふまえた関係機関・関係官庁の活動における改善が第 2 の目的である。前者はアカウンタビリティの確保に貢献する。後者は PDCA(Plan Do Check Act)と呼ばれるマネジメントの支援だと考えられている。もちろん WPS に関わる専門知識の獲得も重要で、国際援助、人権、ジェンダー、防災などに関わる専門知識獲得とそれに基づくエキスパートの向上、これらもまた評価の目的である。

この基本のもとで WPS 計画は年度ごとにモニターを受け、計画活動の進捗状況を確認している。その実際は、多くのプロジェクトの実情を「参画」「人道・復興支援」「防災・減災」「予防」「保護」などの単位で、国内外の関係各機関・官庁のパフォーマンスをモニターしている。マネジメントの重要な情報がここで得られるはずである。なお、国際援助、人権、ジェンダー、防災などは本来それぞれ異なる専門分野、ディシプリンであるが、ここでは WPS のアジェンダとして共通した評価枠組みが設定されている。この枠組みに見られる評価の考え方に問題はない。

ただ、今回の報告書であらためて指摘したいのは、評価のための努力、エネルギーを発揮できる体制作りである。それは前回の評価報告書でも指摘したところである。再度、それを確認したい。

- ① 評価の体制作りの充実。専門的人材の増員と予算の確保と、それらを活用できる組織の充実。
- ② この専門的人材とは、国内外の人権、ジェンダー、防災、安全の知識を評価実務の視点で議論できる人材である。
- ③ 評価の計画整備も求められる。いわゆる「評価ポリシー」づくりである。評価にも計画が必要であり、その際、誰が(評価主体)、どのような評価を(評価方法)、いかに進めて(評価プロセス)、どんな情報を入手すべきかの評価ポリシーをあらかじめ確定しておく必要がある。評価作業は格段に容易になり、的を射た情報が入手できる。

こうした①～③を安定的に備えた組織の実例として、外務省の政策評価、ODA 評価があげられる。政策評価も ODA 評価も、官庁の人事異動を前提とした体制、すなわち政策や計画の内容に関わる専門知と、評価をめぐる実践知を継続的に融合させた体制になっている。国際的に重要なミッションを今後も担うのであれば、持続可能な組織の制度設計を考慮すべきであろう。

担当: 山谷

参考資料 1

* 実施状況報告書 2020 年 1 月～12 月はウェブ上で公開済みのため、ウェブサイト参照のこと(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000128.html)。

実施状況報告書 <実施期間 2021 年 1 月～12 月>

I. 参画

大目標：平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する	
目標 1 紛争予防・再発防止に関わる政治的な意思決定の場に女性の平等な参画が促進され、女性が積極的な役割を果たす	
具体策 1 紛争予防・再発防止に関連する政治的な交渉や関連する政策策定に関して、女性・女児等の参画を確保する。	2021 年については該当案件なし。
具体策 2 法律及び制度整備のプロセスへの女性の参画を支援	2021 年については該当案件なし。
目標 2 和平プロセスへの女性の参画が高まる	
具体策 1 和平交渉や和平プロセスの意思決定に公式・非公式を問わず、女性が参画して、指導的・主体的役割を担うよう日本は支援をする。	2021 年については該当案件なし。
具体策 2 和平プロセスに重要な役割を果たし得る紛争地域の女性団体や女性リーダー、和平調停者の育成を支援。	○紛争影響国における国家建設(2020 年 4 月～2021 年 3 月、全世界、JICA)
具体策 3 選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保	2021 年については該当案件なし。
具体策 4 国連平和構築基金(PBF)の女性関連プロジェクト拠出目標(30%)が達成されるよう、主要ド	○2021 年 PBF の承認金額全体のうち、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するプロジェクトへの充たが、PBF の掲げる戦略目標(30%)を大きく上回る(47%)(拠出金は 32 か国(アンゴラ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コロンビア、コ

<p>ナー議長国としてイニシアティブをとる。</p>	<p>ートジボワール、コンゴ(民)、エルサルバドル、ガンビア、グアテマラ、ギニア、ギニア・ビサウ、ハイチ、ホンジュラス、ケニア、キルギスタン、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、パプアニューギニア、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スリランカ、スーダン、ウズベキスタン、国連)におけるプログラムのために使用された。)</p> <p>(注)日本は国連平和構築委員会(PBC)組織委員会の議長職を 2007~2008 年に、副議長職を 2020 年に務めた。</p>
<p>具体策 5 日本人女性が国連等の国際機関や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進し、和平プロセスへの女性の参画を推進する。</p>	<p>2021 年については該当案件なし。</p>
<p>目標 3 人道・復興支援および、防災・減災の政策に関する意思決定に女性の平等で意味のある参画が促進され、女性に対する配慮が反映されるとともに、女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。</p>	
<p>具体策 1 人道・復興に向けた支援計画の策定及び実施に際して女性の参画を促進する。</p>	<p>2021 年については該当案件なし。</p>
<p>具体策 2 災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保。</p>	<p>○防災分野における政策決定過程への女性の参画促進(2021 年 5 月～、日本、内閣府男女共同参画局)</p> <p>○令和 3 年度 地域の防災活動における女性リーダーに関する実践的調査研究(2021 年 9 月～2022 年 3 月、日本、内閣府男女共同参画局)</p> <p>○令和 3 年度「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく取組状況調査(2021 年 12 月～2022 年 3 月、日本、内閣府男女共同参画局)</p> <p>○2021 年『世界津波の日』に向けた津波防災に関する女性のリーダーシップ研修(2021 年 9 月 1 日～12 月 8 日、太平洋島嶼国 9 개국(フィリピン、アフガニスタン、インド、トリニダード・トバゴ、カメルーン、インドネシア、イエメン)、外務省/UNITAR)</p> <p>○中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト(2018 年 12 月～2021 年 11 月、インドネシア、JICA)</p> <p>○地震と津波に強い街づくりプロジェクト(2017 年 7 月～2021 年 9 月、エクアドル、JICA)</p> <p>○サイクロンに強い地域・人づくりプロジェクトーサイクロン常襲地で、地域全体で防災、減災力を高めますー</p>

<p>具体策 2 災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保。</p>	<p>(2017年10月～2021年6月、バングラデシュ、JICA/特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会)</p> <p>○モンゴル・ホブド県における地球環境変動に伴う大規模自然災害への防災啓発プロジェクト(2017年10月～2022年9月、モンゴル、JICA/国立大学法人東海大学機構(名古屋大学))</p> <p>○ジェンダーと多様性からの災害リスク削減(2016～2024年、全世界、JICA)</p> <p>○コミュニティ防災(2019～2021年、全世界、JICA)</p> <p>○総合防災行政(2019年～2021年、全世界、JICA)</p> <p>○防災セクター調整アドバイザー(2019年7月～2022年7月、バングラデシュ、JICA)</p> <p>○防災政策アドバイザー(2019年9月～2021年8月、ミャンマー、JICA)</p> <p>○気象観測・予報能力強化プロジェクト【通常予算分】(2019年6月～2023年5月、ミャンマー、JICA)</p> <p>○コソボ「災害に強いまちづくり戦略(2015年度課題別研修)」フォローアップ協力(2021年12月～2022年9月、コソボ、JICA/Emergency Management Agency (EMA))</p> <p>○高品質な気象観測・予報・警報情報能力強化プロジェクト(2021年02月～2024年02月、フィリピン、JICA/Philippine Atmospheric, Geophysical and Astronomical Services Administration: PAGASA)</p> <p>○中南米地域 火山防災能力強化(2021年04月～2024年03月、全世界、JICA/NPO 法人火山防災推進機構)</p>
<p>具体策 3 国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保。</p>	<p>○女性消防士の活躍促進 ・新たに採用した消防職員の全てに対し、消防に関する基礎的教育を実施。(2020年4月2日～2021年4月1日に採用した5,098人のうち女性は380人(7.5%)(消防庁))</p> <p>○復興における男女共同 ・復興庁において、主に女性が中心となって行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。2012年11月以降、117事例(2021年12月現在)をとりまとめ、ホームページで公表。 ・復興庁において、パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて、復興において男女共同参画の視点を持つことの必要性を浸透させるための活動を実施。 (2012年11月～現在、日本、復興庁)</p>

<p>具体策 3 国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保。</p>	<p>○地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト(2020年12月～2024年12月、バングラデシュ、JICA) ○コソボ防災 FU 協力(2020年11月～2021年6月、コソボ、JICA)</p>
<p>目標 4 安全保障・防衛・外交政策実施のための国内政策にかかわる意思決定に男女共同参画の視点が導入され、意思決定レベルを含め、女性の参画が高まる。</p>	
<p>具体策 1 安保理決議 1325 及び、関連決議の実施に当たり、ジェンダー主流化、女性の参画を推進する部署の設置を含む体制を整備。</p>	<p>○警察庁におけるワークライフバランスの推進 ・「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」(平成 31 年4月警察庁長官決定)を策定。 ・「警察庁ワークライフバランス等推進会議」を設置し、警察庁長官官房人事課にワークライフバランス等担当官を設置。(警察庁) ○防衛省における女性職員活躍・ワークライフバランス推進(2021年1月～12月) ・「防衛省における女性職員活とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく取組を推進 ・全自衛官に占める女性の割合、佐官以上に占める女性の割合等について、数値目標を設定(防衛省)</p>
<p>具体策 2 男女共同参画の視点を有する人材の育成し、国内実施体制の強化を図る。</p>	<p>○警察庁における取組 ・警察学校において、新たに採用された職員全員(約 9,000 人の新規採用者)、職務の指導監督に当たることになる昇任する職員全員(約 8,000 人の昇任者)に対し、女性の人権を含む人権尊重に関する研修を実施している。 ○国連平和維持活動等に関連する業務の概要 ・陸上自衛隊国際活動教育隊において、計111名の自衛官(幹部(31名)、陸曹(80名))に対し、国連平和維持活動当に関連する業務の概要を教育する中で、その一部として、ジェンダー、紛争に係る女性・子供の保護等に関する国連等の動向について教育を実施。(防衛省) ○防衛省における取組 ・陸上自衛隊国際活動教育隊において、計111名の自衛官(幹部(31名)、陸曹(80名))に対し、国連平和維持活動当に関連する業務の概要を教育する中で、その一部として、ジェンダー、紛争に係る女性・子供の保護等に関する国連等の動向について教育を実施。 ・国連平和維持活動における「女性・平和・安全保障」の課題について、その概要を理解させるべく下記教育等を実施。 令和2年度国際平和協力中級課程(特別)(3月1日～3月12日)6名参加</p>

<p>具体策 2 男女共同参画の視点を有する人材の育成し、国内実施体制の強化を図る。</p>	<p>第20回国際平和協力基礎講習(3月1日～3月5日)18名参加 第21回国際平和協力基礎講習(5月24日～5月28日)28名参加(関係府省3名含む。) 第22回国際平和協力基礎講習(9月27日～10月1日)26名参加(関係府省2名含む。) ・防衛医大における「社会学」講義(2021年6月28日、10月21日及び10月28日) ・防衛医大における「国際看護論」講義(2021年1月8日) (防衛省)</p> <p>○紛争・災害影響地域における貧困女性のエンパワーメント推進アドバイザー(2019年11月～2022年3月、スリランカ、JICA)</p>
<p>具体策 3 安保理決議 1325 号及び関連決議の実施のための行動計画の周知広報。</p>	<p>○令和 2 年度男女共同参画広報誌、及びメールマガジン(日本、外務省)</p> <p>○ウェビナー「国際女性記念の年に寄せて」(2021年3月29日、日本、外務省)</p>
<p>具体策 4 和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に参加する日本代表団への女性の参加を高める。</p>	<p>2021年については該当案件なし。</p>
<p>具体策 5 国連 PKO 等の平和維持・支援活動への女性の参画推進と安保理決議 1325 号及び関連決議の実施に繋がる取組。</p>	<p>○国際平和協力活動への女性隊員の積極的な派遣の検討 ・これまで国際平和協力活動に約 750 名の女性隊員を派遣。今後も女性隊員の積極的な派遣を検討。(国連 PKO178 名、国連 TPP18 名、国際緊急援助活動 114 名、イラク人道復興支援特措法に基づく活動 146 名、テロ特措法・補給支援特措法に基づく活動 84 名、海賊対処行動に基づく活動 211 名)(2021年12月時点)。 (防衛省)</p> <p>○平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(2021年1月～2022年夏、国内及びアジア・アフリカ・中東を中心とした国、外務省／広島平和構築人材育成センター)</p>
<p>具体策 6 適材適所の要員選考や志願状況を踏まえ、国連 PKO 又は二国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣。</p>	<p>○国際平和協力活動への女性隊員の積極的な派遣の検討 ・UNMISS 司令部要員として、1 名の女性隊員を派遣(2021年12月時点)。(派遣実績:延べ7名)(防衛省)</p>

II. 予防

大目標： 紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的・主体的役割を促進すると同時に、男女共同参画の視点を導入し強化する。

目標1 紛争予防において女性の参加を促進して、早期警戒・早期対応メカニズムに男女共同参画の視点を導入する。

<p>具体策 1 女性をめぐる課題に配慮したジェンダー統計やジェンダー分析手法を紛争分析に導入。</p>	<p>2021 年については該当案件なし。</p>
<p>具体策 2 紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析において、女性をとりまく課題を踏まえたジェンダー分析をする。</p>	<p>2021 年については該当案件なし。</p>
<p>具体策 3 早期警戒・早期対応メカニズムへの女性の参画。</p>	<p>○国際空港保安能力強化プロジェクト(2017 年 12 月～2021 年 12 月、バングラデシュ、JICA)</p>
<p>具体策 4 信頼醸成活動への女性の参画。</p>	<p>○スポーツを通じた平和促進(2019 年 11 月～2024 年 10 月、南スーダン、JICA)</p>

目標 2 紛争の影響下にある社会での紛争管理において、女性の参画を促進して、女性が指導的・主体的役割を担えるようにする。

<p>具体策 紛争とその影響を拡大させないための草の根レベルの活動に女性が参画し、指導的・主体的役割を担う。</p>	<p>2021 年については該当案件なし。</p>
--	---------------------------

目標 3 紛争解決における女性の参画を促進して、女性が指導的・主体的役割を担えるように支援し、和平交渉に男女共同参画の視点を反映させる。

<p>具体策 1 高度な紛争解決スキル(交渉・調停・仲介)を持った女性の育成。</p>	<p>2021 年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策 2 紛争解決に女性が貢献した事例の調査・研究を通じた教訓や成功要因の抽出。</p>	<p>2021 年については、該当案件なし。</p>

目標 4 男女共同参画の視点を取り入れた紛争再発予防の取組を支援する。

<p>具体策 1</p>	<p>○国家警察能力強化支援プロジェクトフェーズ 3(2020 年 1 月～2023 年 3 月、コートジボワール、JICA)</p>
--------------	---

ジェンダー主流化と男女共同参画の視点を取り入れた警察改革を支援(女性の参画の確保、ジェンダー分析の実施、ニーズ対応等を含む。)	
具体策 2 男女共同参画の視点を取り入れ、ジェンダー主流化を促進する効果のある法・司法分問の能力強化を支援。	2021 年については、該当案件なし。
具体策 3 男女共同参画の視点とジェンダー主流化と取り入れたコミュニティの再建(リハビリテーション)支援。	<p>○モルディブにおけるコロナ感染拡大防止を目的とした社会連帯及び社会強靱化(2021 年 4 月～2022 年 9 月、モルディブ、外務省/UNDP)</p> <p>○テロにつながる若者と女性の暴力的過激主義への関与を防ぎ、テロ犯罪者及び FTF を対象とした効果的かつ持続可能なリハビリテーションと再統合戦略を促進するための東南アジア向けのオンラインに焦点を当てた地域 PVE ネットワークの開発(2021 年 4 月～2022 年 3 月、東南アジア、外務省/UNODC)</p> <p>○西ナイル地域の持続的森林・自然資源管理に係る情報収集・確認調査(2020 年 1 月～2021 年 12 月、ウガンダ、JICA)</p> <p>○大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクト フェーズ 2(2017 年 10 月～2022 年 7 月、コートジボワール、JICA)</p> <p>○中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI) フェーズ 2(2019 年 3 月～2024 年 2 月、コートジボワール、JICA)</p>
具体策 4 男女共同参画の視点を取り入れた小型武器管理支援。	2021 年については、該当案件なし。
具体策 5 男女共同参画の視点を取り入れた人身取引対策(被害者保護、加害者の追訴及び防止)支援。	<p>○人身取引被害者支援能力向上・協力促進プロジェクト(2018 年 7 月～2021 年 7 月、ミャンマー、JICA)</p> <p>○被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト(2018 年 11 月～2022 年 3 月、ベトナム、JICA)</p>
具体策 6 安保理決議 1325 号及び関連決議の視点を取り入れた和解に向けた社会変革の過程における支援。	2021 年については、該当案件なし。
具体策 7 女性の地位向上や男女共同参画の視点を取り入れた海外の教育の支援。	2021 年については、該当案件なし。

目標 5 国家間および紛争当事者間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のため、国内における女性、市民社会・NGO の活動を促進する。	
具体策 1 緊張緩和と紛争予防に向けた女性の平和の為の交流、研究活動等への支援。	2021 年については、該当案件なし。
具体策 2 安保理決議 1325 号及び関連決議の実施に向けた国際協力の促進	2021 年については、該当案件なし。
具体策 3 国内において、平和教育を促進。	2021 年については、該当案件なし。

III. 保護

大目標: 紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女児を含む多様な受益者が、性的及び性別に基づく暴力等の人権被害にさらされないようにし、仮にさせられた場合の保護と支援に取り組む。	
目標 1 人道上の危機的状況下における性的及び性別に基づく暴力の被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される。	
具体策 1 性的及び性別に基づく暴力の被害者に包括的な支援を提供するための体制強化・報告の徹底。	2021 年については、該当案件なし。
具体策 2 平和構築活動や災害派遣、途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修。	○拡大 ASEAN 国防相会議(ADMM プラス)PKO 専門家会合(PKO-EWG)(2021 年～2024 年、ADMM プラス参加国、防衛省／ベトナム国防省)
具体策 3 性的及び性別に基づく暴力の被害者の自立や社会復帰に向けた支援。	○人身取引被害者の帰国支援事業(2020 年4月～2021 年3月、外務省/IOM)
	○ジェンダーに基づく暴力被害者支援における被害者中心アプローチ促進支援アドバイザー(2021 年 10 月～2023 年 10 月、パキスタン、JICA/パンジャブ州政府社会福祉局)
	○中央アフリカの性的暴力被害者に対する身体的及び精神的リハビリテーション並びに社会経済的支援のための事業(2021 年 7 月～2022 年 6 月、ICC 被害者信託基金(TFV))
具体策 4	○紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)への拠出(2021 年 4 月～2022 年 3 月、コンゴ

<p>国連等による紛争下における性別に基づく暴力関連活動への支援。</p>	<p>(民)、イラク、ウクライナ等、外務省/紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF) ○中央アフリカの性的暴力被害者に対する身体的及び精神的リハビリテーション並びに社会経済的支援のための事業(2021年7月～2022年6月、ICC被害者信託基金(TFV))</p>
<p>目標2 紛争の影響下や人道上の危機的状況下にある社会における性的及び性別に基づく暴力等のリスクが低減され、予防される。</p>	
<p>具体策1 紛争の影響下及び人道上の危機下にある社会における性的及び性別に基づく暴力等のリスク軽減措置。</p>	<p>○アフリカ地域ジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査(2020年8月～2022年3月、アフリカ地域、JICA)</p>
<p>具体策2 国連PKO要員等による紛争下の性的及び性別に基づく暴力等の防止・対応を強化。</p>	<p>2021年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策3 現地での初動対応、展開、モニタリング体制の整備支援。</p>	<p>2021年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策4 水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の企画・立案に際しての性的及び性別に基づく暴力リスク分析。</p>	<p>2021年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策5 人道上の危機的状況下における女性・女兒(特にマイノリティ女性、寡婦等)を対象とする経済的・社会的エンパワーメント支援。</p>	<p>○コロンビア 障害のある紛争被害者のためのピア・カウンセラー養成(2021年9月～2024年3月、コロンビア、JICA/被害者支援総合補償ユニット(UARIV)) ○スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト(2021年11月～2025年11月、スリランカ、JICA/Minister of Women, Child Affairs and Social Empowerment)</p>
<p>具体策6 コミュニティの参加・動員による性的及び性別に基づく暴力の根絶及び男女平等促進プログラムの支援。</p>	<p>○アラブ地域におけるオンラインでの女性と女兒に対する暴力削減:平和と安定の促進(2021年4月～2022年3月、イラク、イエメン、ヨルダン、レバノン、エジプト、パレスチナ、リビア、モロッコ、チュニジア、外務省/UN Women) ○コロナ禍における平和構築:コロナ禍の南及び東南アジアにおける社会的統合及び暴力的過激主義防止のための女性のエンパワーメント(2021年3月～2022年3月、タイ、バングラデシュ、外務省/UN Women) ○COVID-19流行下における女性と女兒のニーズに沿ったジェンダーに基づく暴力への支援サービス(2021</p>

	年 4 月～2022 年 3 月、レバノン、ヨルダン、イラク、外務省／OSRSG-SVC)
<p>具体策 7 不正な小型武器の取引に対する女性に対する配慮を取り入れた国際的な規制を強化。</p>	2021 年については、該当案件なし。
<p>目標 3 難民・国内避難民の保護及び支援に男女共同参画の視点が反映され、性的及び性別に基づく暴力が防止される。</p>	
<p>具体策 1 難民・国内避難民支援に携わる要員の訓練。</p>	2021 年については、該当案件なし。
<p>具体策 2 緊急支援における難民・国内避難民の登録作業において、女性・女兒等を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズを特定し記録する。</p>	2021 年については、該当案件なし。
<p>具体策 3 水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の立案・実施の際に性的及び性別の基づく暴力の予防及び対応の視点を確保。</p>	2021 年については、該当案件なし。
<p>具体策 4 難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方を対象として保護支援活動を通して、両者間の緊張関係を緩和し、コミュニティの動員を通して、女性・女兒等の生活環境の改善に向けた包括的な支援を実施。</p>	○難民とホスト・コミュニティの統合のためのアクセスシビリティの確保及び紛争解決戦略の強化(2021 年 3 月～2022 年 7 月、ケニア、外務省/UN-Habitat)
	○南ダルフル州イード・エルファーサン地域における国内避難民(IDP)への緊急支援(2021 年 3 月～2022 年 3 月、スーダン、外務省/UN-Habitat)
	○難民を含む子どもに対するコミュニティレベルの精神保健・心理社会的支援の強化(2021 年 8 月～2023 年 8 月、ヨルダン、JICA)
	○難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ 2(2020 年 9 月～2024 年、パレスチナ、JICA)
<p>具体策 5 日本に保護を求める難民への包括的保護制度の確立の検討。</p>	○女性の被收容者の処遇に関する取組 ・女子被收容者の看守業務はすべて女子職員が対応。 ・2021 年 10 月以降、生理用品を居室等に常備 ・幼児、児童を養育する者や妊婦の收容は、真にやむを得ない場合を除いて控えている(法務省)
	○難民認定申請者に関する取組 ・性的被害等を申し立てている女性が難民認定申請する場合は女性の難民調査官が対応(法務省)

	<p>○難民調査官研修における性別に基づく暴力等に係る研修の実施(2021年度実績:難民調査官20名)(法務省)</p> <p>○ウクライナからの避難民に対する支援に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本で受け入れたウクライナ避難民の在留資格について柔軟な対応。 ・避難民に対して住居や就労機会の提供等の支援を検討している自治体や企業等からの情報を一元的に把握するための窓口を設置(法務省)
<p>目標4 支援者、派遣要員等による性的搾取・虐待(SEA)及び性的及び性別に基づく暴力・性的搾取と虐待を防止し、加害者に対し適切な捜査・処罰が行われる。</p>	
<p>具体策1 人道・復興支援活動に従事する要員による性別に基づく暴力の予防</p>	<p>2021年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策2 国連PKO要員等及び平和構築活動や途上国の開発・人道支援事業に従事する職員・隊員による性的搾取・虐待(SEA)の防止と対応。</p>	<p>○国連C4ISR学校のための三角パートナーシップ・プログラム(2016年～、外務省/国連活動支援局)</p>
<p>具体策3 国連PKO要員の訓練への支援。</p>	<p>2021年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策4 派遣時に性的及び性別に基づく暴力の加害があった場合の訴追・処罰メカニズムの確立。</p>	<p>2021年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策5 性的及び性別に基づく暴力の不処罰の終焉に向けた国際社会の取組に積極的に関与。</p>	<p>2021年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策6 UN Women、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表や国際刑事裁判所(ICC)等に対する人的・財政的貢献。</p>	<p>2021年については、該当案件なし。</p>
<p>目標5 紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度を含む治安部門改革(SSR)を支援する。</p>	
<p>具体策1 紛争後の元兵士(子ども兵を含む。)の武装解除への女性・女児の保護の視点の導入。除隊後の社会復帰のための事業へ</p>	<p>2021年については、該当案件なし。</p>

の男女共同参画の視点の導入。	
具体策 2 男女共同参画の視点から法律や制度の構築及び運用を支援し、司法へのアクセスを改善。	2021 年については、該当案件なし。
具体策 3 法務関係者、警察及び軍に対する男女共同参画の研修と、紛争下の性的暴力に対応する研修、不処罰の終焉のための研修、啓発事業等への支援。	○市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクトフェーズ 2(2021 年 3 月～2025 年 4 月、コンゴ(民)、JICA/コンゴ民主共和国国家警察)
具体策 4 人道上の危機的状況後の性的及び性別に基づく暴力の報告制度構築の支援。	2021 年については、該当案件なし。

IV. 人道・復興支援

大目標：女性・女児等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の平等な参画が確保された形で支援関係者間での調整・連携のとれた人道・復興支援が実施される。IV 人道・復興支援

目標 1 【緊急人道支援期】紛争下や紛争・災害の直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女児等が特に脆弱な状況に置かれることに留意し、関係者と連携しつつ支援活動を計画・実施する。

具体策 1 緊急支援や人道支援を計画・実施する際、初動調査などにおいて可能な範囲での性別・年齢層別の情報収集、女性・女児等の固有の状況・ニーズの把握。	○イラク帰還民地域の社会一体性を考慮したコミュニティ開発に係る情報収集・確認調査(2020 年～2022 年、イラク、JICA)
	○UNHCR 連携新型コロナウイルス緊急難民支援(2021 年 3 月～2021 年 10 月、モロッコ、JICA)
	○パキスタン北西部国境周辺地域における情報収集・確認調査(2020 年 12 月～2021 年 12 月、パキスタン、JICA)
具体策 2 女性・女児等の固有の状況・ニーズを反映した事業、計画立案の形成。	○熱海市土砂災害対応 ・男女共同参画局の職員を熱海市に派遣。男女共同参画の視点からの避難所の運営などの状況の確認、及び避難者への支援についての情報提供を実施。(内閣府)
	○税関コード導入による税関能力強化プロジェクト フェーズ 2(2020 年 4 月～2023 年 3 月、南スーダン、JICA)
	○新型コロナウイルス感染拡大下における女性・女児への影響及び対応にかかる情報収集・確認調査(2020 年 9 月～2022 年 3 月、全世界、JICA)
	○ナイジェリア北東部支援に向けた情報収集・確認調査(2020 年 10 月～2021 年 8 月、ナイジェリア、JICA)

	○イラクにおける国内避難民(IDPs)、帰還民及びシリア人難民への保護及び支援(2021年3月～2021年12月、イラク、外務省/UNHCR)
<p>具体策3 食料等配給事業、シェルター配布事業、給水と衛生事業等において周縁化されがちな女性・女兒等が保護され、公平に支援を受けられる仕組みの構築。</p>	○COVID-19禍における西アフリカ国境円滑化及び国境公衆衛生強化にかかる基礎情報収集調査(2021年8月～2022年9月、コートジボワール、JICA/IOM)
	○ウクライナ及び周辺国における人道的救援活動に対する支援(2022年3月～2023年11月、ウクライナ、ハンガリー、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、スロバキア、外務省/IOM)
	○ウクライナ及び周辺国における緊急人道支援(2022年3月～2022年8月、ウクライナ、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、スロバキア、ハンガリー、外務省/UNHCR)
	○ウクライナ周辺国における人道支援のための緊急無償資金協力(ポーランド、ルーマニア、モルドバ、外務省/UNICEF)
<p>具体策4 緊急支援における受益者の登録作業において、女性・女兒を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズの特定と記録。</p>	○西ナイル・難民受入地域レジリエンス強化のための現状及びニーズに係る情報収集・確認調査(2020年2月～2021年2月、ウガンダ、JICA)
	○ウクライナ避難民発生に係る緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査(2022年3月～2022年5月、モルドバ、JICA)
<p>目標2【移行期・復興期】女性・女兒等が支援から取り残されないよう、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない支援の重要性に留意する。紛争や災害後の難民や国内避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスに男女共同参画の視点を取り入れ、女性・女兒等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上で、女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に取り組む。資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女兒等が復興プロセスから疎外されることがないようにする。</p>	
<p>具体策1 女性・女兒を主な裨益対象とした支援。</p>	○ウガンダ、ソマリアにおける女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護(2021年3月～2022年3月、ウガンダ、ソマリア、外務省/UN Women)
	○ナイジェリア北東部ボルノ州及びヨベ州におけるジェンダーに基づく暴力の予防と対応を強化するための紛争の被害を受けた女性と女兒のエンパワーメント(2021年3月～2022年3月、ナイジェリア、外務省/UN Women)
	○ベントィウ及びジュバにおける国内避難民(IDP)女性及び受入れコミュニティの生計手段の確保及び新型コロナウイルスの影響からの保護(2021年3月～2022年3月、南スーダン、外務省/UN Women)
	○チュニジア南部の強靱で平和なコミュニティのための女性のエンパワーメント(2021年3月～2022年3月、チュニジア、外務省/UN Women)

<p>具体策 1 女性・女児を主な裨益対象とした支援。</p>	<p>○エジプト、イラク、ヨルダン及び関係地域における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護(2021年3月～2022年3月、エジプト、イラク、ヨルダン、外務省/UN Women)</p>
	<p>○モロッコにおける最も脆弱で最貧困地域に居住する女性漁民及び女性海藻採取民に対する基礎的及び持続可能な資源へのアクセス改善(2021年3月～2022年3月、モロッコ、外務省/UN Women)</p>
	<p>○レバノンにおける女性の保護と経済復興支援事業(2021年3月～2022年3月、レバノン、外務省/UN Women)</p>
	<p>○COVID19の予防及び影響から回復のための女性の生計確保プログラム(2021年3月～2022年3月、パプアニューギニア、外務省/UN Women)</p>
	<p>○医療、食料安全保障及び生計分野で新型コロナ感染症の影響を受けたイラクの人々に対する人道支援(2021年3月～2022年2月、イラク、外務省/IFRC)</p>
	<p>○ナイジェリア北東部における民間人の保護と強靱性を高めるための爆発リスクの軽減(2021年3月～2022年3月、ナイジェリア、外務省/UNMAS)</p>
	<p>○アフガニスタンにおける新型コロナウイルス対応型人道的地雷除去支援(2021年3月～2022年3月、アフガニスタン、外務省/UNMAS)</p>
	<p>○COVID-19に対処するためのメンタルヘルスと心理社会的サポートを通じた女性や移民、ホストコミュニティへのエンパワーメント事業(2021年3月～2022年3月、エジプト、外務省/IOM)</p>
	<p>○新型コロナウイルス拡大にともなう経済悪化対応のための食糧・栄養支援(2021年2月～2022年2月、アフガニスタン、外務省/WFP)</p>
	<p>○難民女性及び子どもの栄養不足解消のためのフード・システム・アプローチへの支援(2021年3月～2022年3月、ウガンダ、外務省/WFP)</p>
	<p>○エジプトの最脆弱な難民及びホストコミュニティのニーズ対応を通じたレジリエンス構築(2021年3月～2022年3月、エジプト、外務省/WFP)</p>
	<p>○エチオピアの新型コロナウイルス感染下における5歳未満の乳幼児及び妊娠・授乳中の女性の急性栄養不良の防止及び治療支援(2021年3月～2022年3月、エチオピア、外務省/WFP)</p>
	<p>○シリアでの食料支援とコミュニティ・アセットの修復を通じたレジリエンスの向上(2021年3月～2022年3月、シリア、外務省/WFP)</p>
	<p>○難民と亡命希望者のための保護及び支援(2021年2月～2021年12月、ジブチ、外務省/UNHCR)</p>

<p>具体策 1 女性・女児を主な裨益対象とした支援。</p>	<p>○ブルキナファソにおける国内避難民とホストコミュニティへの保護と支援(2021年2月～2021年12月、ブルキナファソ、外務省/UNHCR)</p> <p>○スーダン:コロナ禍における教育支援プロジェクト(2020年6月～2021年12月、スーダン、外務省/Global Partnership for Education)</p> <p>○エチオピア:コロナ禍における教育支援プロジェクト(2020年6月～2021年12月、エチオピア、外務省/Global Partnership for Education)</p> <p>○公平性と学習の向上を目的としたシリアの子どもたちの学びの道筋の強化(2021年1月～2021年12月、シリア、外務省/Global Partnership for Education)</p>
<p>具体策 2 ジェンダー主流化を進める事業への支援</p>	<p>○イエメン教育と学習の回復支援プロジェクト(2021年1月～12月、イエメン、外務省/Global Partnership for Education)</p> <p>○女性、水資源管理、紛争予防第2期事業(2017年5月～2022年12月、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アフガニスタン、外務省/OSCE)</p> <p>○カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査(2020年10月～2022年3月、ガーナ、JICA)</p> <p>○アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト(2016年6月～2021年3月、ウガンダ、JICA)</p> <p>○2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト(2016年3月～2021年2月、ネパール、JICA)</p> <p>○CEAPAD 運営管理・ドナー援助マネジメント・調整能力強化(2019年1月～2021年1月、パレスチナ、JICA)</p>
<p>具体策 3 事業の実施・モニタリング、評価へのジェンダー分析の導入。</p>	<p>○ナイジェリアにおける国内避難民の保護と支援(2021年3月～2021年12月、ナイジェリア、外務省/UNHCR)</p> <p>○元難民の現地統合支援プロジェクト(2020年2月～2024年2月、ザンビア、JICA)</p>
<p>具体策 4 事業全般に女性が積極的に参加できる仕組み(制度面・エンパワーメント)の構築。</p>	<p>○ガザ地区における戦争残存物(ERW)リスクの低減と紛争回復力の促進(2021年3月～2022年3月、パレスチナ、外務省/UNMAS)</p> <p>○ソマリアの脆弱な世帯を対象とした保護解決提案(2021年3月～2021年12月、ソマリア、外務省/UNHCR)</p>
<p>具体策 5 紛争・災害後の復興期の社会における男性・男児が直面する課題及びそれらの課題が性的</p>	<p>○災害復旧スタンドバイ借款(フェーズ2)(2020年9月～2023年8月、フィリピン、JICA)</p>

<p>及び・性別に基づく暴力等の発生に与える影響の調査への支援並びに男性・男児が性的及び性別に基づく暴力等の防止及び女性・女児等の支援に貢献する事業への支援。</p>	
<p>目標 4 【重点課題】人道・復興支援を行うに当たっては、人間の安全保障に直結する保健医療、教育、農業、インフラ整備、武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度支援事業等の重点課題の解決を目指す。その際、女性・女児等のニーズが特に高い分野への支援を強化する。</p>	
<p>具体策 1 女性、女児等が基礎的医療サービスを受容するよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保し、MISP(性暴力サバイバーへの対応や緊急産科・新生児ケア等救命サービス等緊急時初期対応に必要なリプロダクティブ・ヘルスサービスパッケージ)を支援。女性・女児のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国内避難民、難民、紛争の影響下にあるホストコミュニティに対する緊急保健支援(2021年3月～2022年2月、イエメン、外務省/IOM) ○アフガニスタンにおける社会的弱者救済及びコミュニティ安定化に向けた基礎的サービス強化支援(2021年3月～2021年12月、アフガニスタン、外務省/UNHCR) ○ヨルダン川西岸地区におけるパレスチナ難民の人間の安全保障の強化(2021年3月～2022年2月、パレスチナ、外務省/UNRWA) ○北西部ウガンダの難民居住地ならびにホストコミュニティの脆弱な人々に向けた性と生殖に関する権利(SRHR)とジェンダーに基づく暴力(GBV)に関する人道支援(2021年3月～2022年7月、ウガンダ、外務省/UNFPA) ○ジンバブエの新型コロナウイルス感染拡大地域における妊産婦及び新生児に対する包括的緊急医療対応強化支援(2021年3月～2022年3月、ジンバブエ、外務省/UNFPA) ○マダガスカルで最も弱い立場にある女性のための、総合的な緊急リプロダクティブ・ヘルスとジェンダーに基づく暴力の予防及び対応サービスの提供(2021年3月～2022年3月、マダガスカル、外務省/UNFPA) ○コモロ 12 地区におけるリプロダクティブ・ヘルス・サービス及びジェンダーに基づく暴力への予防・対応活動の改善(2021年3月～2022年9月、コモロ、外務省/UNFPA) ○モザンビーク北部の国内避難民及びホストコミュニティの女性に対する紛争とジェンダーに基づく暴力(GBV)及びセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス(SRH)に関する統合的なサービスの拡大及び強化(2021年3月～2022年6月、モザンビーク、外務省/UNFPA) ○新型コロナウイルスのパンデミック下の人道状況における母子保健、性と生殖に関する健康及びジェンダーに基づく暴力の予防及び対策の強化(2021年3月～2022年8月、ルワンダ、外務省/UNFPA)

<p>具体策 1 女性、女兒等が基礎的医療サービスを楽しむよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保し、MISP(性暴力サバイバーへの対応や緊急産科・新生児ケア等救命サービス等緊急時初期対応に必要なリプロダクティブ・ヘルスサービスパッケージ)を支援。女性・女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<p>○強靱なコミュニティ及び母子保健・GBVに係るサービス提供システムの構築(2021年3月～2022年6月、南スーダン、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○イラクのバグダッド、サラーハッディーン、アンバール及びニナワ県における帰還民、国内避難民及びホストコミュニティ(特に女性・女兒)に対する、新型コロナウイルス感染症予防措置及びその社会・経済的インパクトを軽減しつつ、命を救う、性に基づく暴力及び性と生殖に関する健康に関する包括的サービスの改善(2021年3月～2022年3月、イラク、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○イランにおけるアフガン難民及びホストコミュニティの女性の健康改善(2021年3月～2022年9月、イラン、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○シリアのデイルゾール県における紛争の影響を受けた人々の尊厳を回復・エンパワーメント・レジリエンス構築のための救命と基本的なリプロダクティブ・ヘルスと性差に基づく暴力への対処サービスの提供(2021年3月～2022年11月、シリア、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○新型コロナを踏まえた弱者・疎外者層のための社会的保護システムの強化(2021年3月～2022年6月、チュニジア、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○難民の若者の幸福と社会的統合への支援(2021年3月～2022年3月、トルコ、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○女性の保健:脆弱なコミュニティの女性に対する性と生殖に関する保健分野の緊急支援(2021年3月～2022年3月、パレスチナ、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○アズラック難民キャンプにおける性に基づく暴力(GBV)関連サービス支援(2021年3月～2022年3月、ヨルダン、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○リビア女性及び少女に対する保護及び医療サービスの提供(2021年3月～2022年6月、リビア、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○レバノンにおける複合的危機の影響を被った女性及び少女に対するジェンダーに基づく暴力とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する救命支援事業(2021年3月～2022年3月、レバノン、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○ベトナムにおけるSDGs達成に向けたCOVID-19の社会的脆弱層に対する影響緩和プロジェクト(2021年3月～2022年6月、ベトナム、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○インドネシアの脆弱な女性・高齢者を対象とした「誰一人取り残さない」新型コロナウイルス感染症対策(2021年3月～2022年9月、インドネシア、外務省/UNFPA)</p>
<p>○アフガニスタンの農村部・紛争がちな州に住む女性と少女の命を時期にかなった質の高いセクシュアル・リプ</p>	

<p>具体策1 女性、女兒等が基礎的医療サービスを楽しむよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保し、MISP(性暴力サバイバーへの対応や緊急産科・新生児ケア等救命サービス等緊急時初期対応に必要なリプロダクティブ・ヘルスサービスパッケージ)を支援。女性・女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<p>ロダクティブヘルスサービスの提供を通じて救う—コミュニティが率いる事業(2021年3月～2022年8月、アフガニスタン、外務省/IPPF)</p> <p>○情報と時期にかなった救命セクシュアル・リプロダクティブヘルスサービスの提供を通じ、イランのテヘラン、アルボルズ、フーズスタン州在住の疎外された状況にある脆弱な人々の健康を向上させる(2021年3月～2021年12月、イラン、外務省/IPPF)</p> <p>○ライツ・ギャランティード(権利保証):差別されることなく統合された保健サービスを受ける(2020年1月～2021年12月、モザンビーク、外務省/IPPF)</p> <p>○サービスの届きにくいコミュニティにおいて、若者と女性たちに統合されたセクシュアル・リプロダクティブヘルスサービスを拡大提供する:権利に基づくアプローチ(2020年1月～2021年12月、シエラレオネ、外務省/IPPF)</p> <p>○アフガニスタンの4州にて、脆弱で疎外された人々、特に若い女性と少女たちの、質の高いセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスとHIVの統合サービスへのアクセスを増大する(2020年1月～2021年12月、アフガニスタン、外務省/IPPF)</p> <p>○マルダーン地区における性暴力・ジェンダーに基づく暴力(SGBV)と有害な慣習(HTPs)への対処と被害者のニーズへの対応(2019年9月～2021年9月、パキスタン、外務省/IPPF)</p> <p>○ムベラのマリ人難民キャンプと受入地域における妊産婦死亡率、乳児死亡率、HIV罹患率、及び性とジェンダーに基づく暴力の減少(2020年1月～2021年12月、モーリタニア、外務省/IPPF)</p> <p>○レバノン国ベッカーにおけるシリア難民及びホストコミュニティを対象にした妊娠・リプロダクティブヘルスに係る疾病及び死亡の削減(2019年9月～2021年9月、レバノン、外務省/IPPF)</p> <p>○人道危機において、脆弱性の高い人々に質の高い、権利に基づいた統合されたセクシュアル・リプロダクティブヘルス・ライツの情報とサービスを届ける(2020年1月～2021年3月、ブルンジ、外務省/IPPF)</p> <p>○シーメン(海に暮らす男たち):ジェンダーに基づく暴力とサービスの欠如(2020年7月～2022年6月、モロッコ、外務省/IPPF)</p> <p>○家庭医(ファミリードクターズ)—避妊とセクシュアル・リプロダクティブヘルスサービス拡充へのパートナー(2020年9月～2022年9月、北マケドニア、外務省/IPPF)</p>
--	--

<p>具体策 1 女性、女兒等が基礎的医療サービスを楽しむよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保し、MISP(性暴力サバイバーへの対応や緊急産科・新生児ケア等救命サービス等緊急時初期対応に必要なリプロダクティブ・ヘルスサービスパッケージ)を支援。女性・女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○サナア市の避難民と受け入れ住民にセクシュアル・リプロダクティブヘルスサービスを提供(2020年8月～2022年7月、イエメン、外務省/IPPF) ○マレーシアのロヒンギャ難民のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを守る(2020年9月～2022年12月、マレーシア、外務省/IPPF) ○新型コロナウイルスの影響緩和に向けたリプロダクティブ・ヘルス及び母子保健サービスの改善(2021年3月～2022年3月、ナミビア、外務省/WHO) ○母子手帳推進計画(UNICEF 連携)(2018年08月～2021年11月、アフガニスタン、JICA) ○西パプア州ビントウニ県における保健スタッフの人材育成を通じた女性の健康改善プロジェクト(2018年11月～2022年9月、インドネシア、JICA/国立大学法人群馬大学) ○山岳地域の女性が元気に暮らせる村づくりプロジェクト(2018年2月～2022年7月、パプアニューギニア、JICA/認定特定非営利活動法人 HANDS(Health and Development Service)) ○ポカラ市北部における住民参加型地域保健活動を軸とした持続可能な母子保健プロジェクト(2017年6月～2021年5月、ネパール、JICA/ネパール交流市民の会) ○保健人材開発支援プロジェクトフェーズ3(2018年10月～2023年10月、コンゴ民主共和国、JICA) ○大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画(本体)(2019年9月～2025年12月、コートジボワール、JICA) ○妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト(2019年7月～2023年7月、コートジボワール、JICA) ○ブルンジ四県における母子保健サービス強化計画(2018年12月～2021年5月、ブルンジ、JICA) ○枯葉剤/ダイオキシン濃厚汚染地区における低体重児の発育改善プロジェクト(2019年8月～2024年9月、ベトナム、JICA)
<p>具体策 2 紛争下においても学校教育及び学校外教育が継続されるための支援。また、紛争時に教育を受けることができなかった子ども、若者に対する教育機会の提供支援。</p>	<p>2021年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策 3 女性・女兒に対する平等な教育を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中央県及びアルティボニット県小中学校建設計画(2017年5月～2022年4月、ハイチ、JICA) ○国立職業訓練機構能力強化プロジェクト(2015年1月～2022年2月、コンゴ(民)、JICA)

	○Labor Based Technology (LBT) 講師育成(2021年12月～2024年3月、ソマリア、JICA)
具体策4 復興のための生計・収入向上支援(農業・農村開発支援を含む)に男女共同参画の視点を組み込む。	○コートジボワールにおける女性研修生への日本伝統魚加工技法「スリミ」指導による漁村生活基盤の再構築(2020年3月～2022年3月、コートジボワール、外務省/CGIAR(IFPRI)) ○タジキスタン-アフガニスタン国境地域における生計向上推進計画(UNDP 連携)(2020年12月～2024年12月、タジキスタン共和国、アフガニスタン・イスラム共和国、JICA/国連開発計画) ○IDFC 難民ペーパー(2020年9月～2021年3年、全世界、JICA) ○生活改善アプローチに基づいた東部地域地方開発能力強化プロジェクト(2018年1月～2023年1月、エルサルバドル、JICA) ○水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト(2017年4月～2021年2月、イラク、JICA) ○一村一品・イシクリ式アプローチの他州展開プロジェクト(2017年1月～2023年1月、キルギス、JICA) ○シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト(2017年3月～2023年8月、パキスタン、JICA) ○市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト(2016年7月～2022年2月、パレスチナ、JICA) ○バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト(2019年7月～2025年12月、フィリピン、JICA) ○アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト(フェーズ2)【有償勘定技術支援】(2021年1月～2023年1月、フィリピン、JICA/NTC インターナショナル株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、アイ・シー・ネット株式会社) ○北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2(2021年9月～2026年9月、ウガンダ、JICA/農業畜産水産省 作物総局 作物局) ○緊急経済復興開発政策借款(2022年2月～2022年6月、ウクライナ、JICA) ○緊急住宅復興事業(2015年12月～2021年3月、ネパール、JICA)
具体策5 復興のためのインフラ整備に女性・女児の保護や男女共同参画の視点を組み込む。	○貧困削減地方開発事業(フェーズ2)(2017年3月～2025年6月、ミャンマー、JICA)
具体策6 紛争後の元兵士(子ども兵を含む。)の武装解除において女	○国際平和維持活動に関する業務の概要 ・陸上自衛隊国際活動教育隊において、計111名の自衛官(幹部(31名)、陸曹(80名))に対し、国際平和維

性・女児のニーズに配慮する。除隊後の社会復帰を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。	持活動等に関連する業務の概要、その一部として、ジェンダー、紛争に係る女性・子供の保護等に関する国連等の動向について教育。(防衛省)
具体策 7 紛争後の司法改革を支援する事業に男女共同参画の視点を取り組む	2021 年については、該当案件なし。
目標 5 人道復興支援の計画策定・実施に関与する各組織が男女のバランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、性別に基づく暴力等からの保護の体制を整備することで、事業における男女共同参画の視点の導入を徹底する。	
具体策 計画策定・実施の際に、男女共同参画の視点が組み込まれ、女性・女児等の保護を助成・委託先に至るまで確保	○ジェンダーに基づく暴力(SGBV)被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー(2021 年 9 月～2023 年 9 月、南スーダン、JICA)

V. モニタリング・実施状況

大目標： 行動計画実施状況のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。	
目標 1 行動計画の実施状況の適切なモニタリングを行うための枠組みを整備する。	
具体策 1 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイント(中心となる担当部署)を設置する。	2016 年 4 月に各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイントを設置済み。
具体策 2 各府省庁のフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会(以下「作業部会」という)を設置する(作業部会の事務局は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める)。	2016 年 4 月に各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会を設置済み。
具体策 3 外務省は、行動計画実施状況の年次報告書を WEB 上に日本語と英語で公開する。	第二次行動計画は 2019 年 3 月ウェブサイト上で WPS 行動計画(和文・英文)を公表済み(外務省)。
目標 2 行動計画の実施状況を適切に評価するための枠組みを整備する。	
具体策 1 評価委員会(以下「委員会」という)を設置する(政府側の窓口は外務省(総合外交政策局	2016 年 4 月以降、設置済み(外務省)。

女性参画推進室)が務める。))。	
<p>具体策 2 委員会は、WPS 分野に十分な知識と経験のある専門家で構成される。市民社会及び NGO 等を代表する委員の選任については、安保理決議 1325 号及び関連決議の趣旨に沿って活動している市民社会及び NGO 等からの推薦も参考にする。</p>	<p>2016 年 4 月に WPS 分野に関する十分な知識と経験を有する、かつ、市民社会及び NGO を代表する委員を含む専門家で構成される評価委員会を設置済み(外務省)。</p>
<p>具体策 3 委員会は、窓口を通じ、各府省庁に対して、行動計画の実施状況に関して関連情報の提供を求めることができる。求めを受けた府省庁は、窓口を通じ、委員会に報告することができる。</p>	<p>評価委員会が必要に応じて情報提供を求める仕組みは構築済み(外務省)</p>
<p>具体策 4 委員会は、実施状況の年次報告書の草案について、作業部会の説明を踏まえ、意見を表明することができる。</p>	<p>評価委員会が必要に応じて意見を表明する仕組みは構築済み(外務省)。</p>
<p>具体策 5 専門家は、モニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供することができる</p>	<p>専門家がモニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供する仕組みは構築済み(外務省)。</p>
<p>具体策 6 評価委員による評価は 2 年ごとに行い、報告書を Web 上に日本語と英語で公開する。</p>	<p>2 年ごとの評価・報告となったため、2020 年分は実施状況報告書をウェブサイト公表済み。第 2 次行動計画の 2 回目の評価報告書(対象期間 2020 年 1 月～2021 年 12 月)については、2023 年に公開予定。(外務省)。</p>
<p>具体策 7 委員会は、窓口と協力し、安保理決議 1325 号及び関連決議の趣旨に沿って活動している市民社会及び NGO 等に対し、評価報告書を説明し、意見交換を行う機会を設ける。</p>	<p>評価委員会が市民社会及び NGO 等に対し、評価報告書を説明し、意見交換を行う仕組みは構築済み(外務省)。</p>
<p>具体策 8 委員会は行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や実施の主な障害等を分析し、1 回目(改訂版の実施 2 年目)の実施状況の評価報告書の完成を</p>	<p>評価委員会が行動計画の見直しの方向性を提言することができる仕組みは構築済み(外務省)。</p>

<p>目途に、行動計画の見直しの方向性を提言することができる。</p>	
<p>具体策 9 政府は、女子差別撤廃条約 (CEDAW) や国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー (UPR) 等の定期報告書において行動計画の実施状況を報告する。</p>	<p>次回定期報告において報告することを検討中 (外務省)</p>
<p>目標 3 4 年後の改定に向けて行動計画の適切な見直しを行う。</p>	
<p>具体策 1 政府は、委員会の提言をも踏まえ行動計画の見直しを行う。</p>	<p>○評価委員から評価報告書における提言及び、評価委員会での提言を踏まえ、第 1 次行動計画と第 2 次行動計画の総括をし、結果を踏まえて第 3 次行動計画の準備を開始した。(外務省)</p>
<p>具体策 2 政府は、行動計画策定のプロセスを尊重し、必要に応じ専門家の意見を聞く。また、見直しに当たり安保理決議 1325 号及び関連決議に沿って WPS の分野に十分な知識と経験のある専門家、市民社会及び NGO 等と意見交換を行う。</p>	<p>○2021 年度は行動計画評価報告書及び、過去 5 年間の政府の実施状況について、評価委員の出席も得て、5 月に市民社会・NGO との対話を開催し、意見交換を行った。(外務省)</p>
<p>具体策 3 外務省は、本行動計画策定後、速やかに 4 年後の見直しのための作業スケジュールを公表する。</p>	<p>○2021 年 5 月の市民社会との対話 (オンライン会合) において、第 3 次行動計画策定に向けたスケジュール案について、2021 年度内には政府骨子案のたたき台を作成し、年明け以降、市民社会と意見交換したいと考えている等と説明済み。(外務省)</p>

参考資料2

【参考資料2-1】脆弱国に対する二国間政府開発援助のうちジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額（2020年1月～2020年12月）

2020年1月～12月の二国間政府開発援助（ODA）拠出金額（16887.07）百万ドルのうち、脆弱国に対する ODA でジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額、（756.37）百万ドルだった（2019年は1026.04百万ドル）。主（Principal）は、ジェンダー平等が主目的な案件であり、副（Significant）は、主目的ではないものの、ジェンダー平等の要素も取り入れられている案件である。（注：ジェンダー・マーカは二国間 ODA（国際機関を通じた二国間支援を含む）が対象であり、マルチの ODA（国際機関向け拠出・出資等）は対象外。各項目の数値については、端数処理の結果、合計欄の数値と一致しないことがある。）。また、次ページに掲載の表は有償、無償で合計の1（主たる案件）が0のものは省く。

以下の脆弱国リストは、2020年度世界銀行の脆弱性に関するリストと平和基金の脆弱国家インデックスにて90以上のスコアの国とした。

イエメン	イラク	
ソマリア	エリトリア	ガンビア
南スーダン	ニジェール	コソボ
シリア	リビア	レバノン
コンゴ民主共和国	エチオピア	パプアニューギニア
中央アフリカ	ミャンマー	パレスチナ
チャド	ギニアビサウ	コモロ
スーダン	ウガンダ	キリバス
アフガニスタン	パキスタン	マーシャル
ジンバブエ	コンゴ共和国	ミクロネシア連邦
ブルンジ	モザンビーク	ソロモン
カメルーン	ベネズエラ	東ティモール
ハイチ	ケニア	ツバル
ナイジェリア	北朝鮮	
ギニア	リベリア	
マリ	ブルキナファソ	

	(百万ドル)					
	贈与		有償		合計	
	副 支出額	主 支出額	副 支出額	主 支出額	副 支出額	主 支出額
教育施設および研修	0.4	0.7	0.0	0.0	0.4	0.7
初等教育	0.4	22.0	0.0	0.0	0.4	22.0
学校給食	0.0	5.5	0.0	0.0	0.0	5.5
上級中等教育	0.4	0.3	0.0	0.0	0.4	0.3
職業訓練	0.1	5.0	0.0	0.0	0.1	5.0
高等教育	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4
保健政策および管理運営	1.2	0.4	0.0	0.0	1.2	0.4
医療サービス	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7
基本的健康管理	1.0	0.4	0.0	0.0	1.0	0.4
基礎保健インフラ	0.0	5.4	0.0	0.0	0.0	5.4
基礎栄養摂取	0.0	7.8	0.0	0.0	0.0	7.8
伝染性疾患の統制	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	1.9
COVID-19統制	0.0	87.3	0.0	0.0	0.0	87.3
非伝染性疾患の統制, 一般	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4
性と生殖に関する健康管理	5.4	0.6	0.0	0.0	5.4	0.6
上水-大規模システム	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	5.3
基本的な飲料水の供給	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1
公共セクターの政策と行政運営	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7
秩序ある、安全で、規律と責任ある移住と移動の促進	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	1.2
安全保障システム管理と改革	0.0	65.1	0.0	0.0	0.0	65.1
市民による平和構築、紛争防止と解決	7.6	1.7	0.0	0.0	7.6	1.7
社会的保護	0.4	10.8	0.0	0.0	0.4	10.8
雇用創出	0.0	6.4	0.0	0.0	0.0	6.4
道路輸送	0.0	0.5	0.0	60.9	0.0	61.4
鉄道輸送	0.0	2.0	0.0	115.7	0.0	117.8
水上輸送	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
航空輸送	0.0	0.0	0.0	79.0	0.0	79.0
送電、配電(中央管理の大規模送電網)	0.0	0.0	0.0	7.5	0.0	7.5
金融政策及び管理運営	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4
農業政策と管理運営	0.0	3.5	0.0	0.0	0.0	3.5
農業開発	0.0	1.6	0.0	43.4	0.0	44.9
農業水資源	0.0	1.0	0.0	12.7	0.0	13.7
農作物生産	0.0	6.0	0.0	0.0	0.0	6.0
家畜	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8
農業研究	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5
農業サービス	0.0	7.0	0.0	0.0	0.0	7.0
農業金融サービス	0.0	0.0	0.0	30.9	0.0	30.9
家畜/獣医サービス	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4
林業政策と管理運営	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	3.0
漁業政策と管理運営	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2
中小企業(SME)発展	0.0	0.9	0.0	38.4	0.0	39.3
観光政策と管理運営	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2
環境政策と管理運営	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	1.2
都市開発と管理	0.0	7.5	0.0	0.0	0.0	7.5
災害リスク軽減	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3
物資による救援支援とサービス	12.6	29.8	0.0	0.0	12.6	29.8
緊急食糧援助	0.0	34.5	0.0	0.0	0.0	34.5
救援調整及び支援サービス	6.2	7.2	0.0	0.0	6.2	7.2
緊急事態直後の復興と復旧	0.0	21.9	0.0	0.0	0.0	21.9

【参考資料2-2】脆弱国に対する二国間政府開発援助のうちジェンダー・マーカーが主または副である案件に対する拠出金額（2021年1月～2021年12月）

2021年1月～12月の二国間政府開発援助(ODA)拠出金額(17806.61)百万ドルのうち、脆弱国に対する ODA でジェンダー・マーカーが主または副である案件に対する拠出金額、(989.4)百万ドルだった(2020年は756.37百万ドル)。主(Principal)は、ジェンダー平等が主目的な案件であり、副(Significant)は、主目的ではないものの、ジェンダー平等の要素も取り入れられている案件である。(注:ジェンダー・マーカーは二国間 ODA(国際機関を通じた二国間支援を含む)が対象であり、マルチの ODA(国際機関向け拠出・出資等)は対象外。各項目の数値については、端数処理の結果、合計欄の数値と一致しないことがある。)また、次ページに掲載の表は有償、無償で合計の1(主たる案件)が0のものは省く。

以下の脆弱国リストは、2021年度世界銀行の脆弱性に関するリストと平和基金の脆弱国家インデックスにて90以上のスコアの国とした。

イエメン	イラク	コモロ
ソマリア	ニジェール	キリバス
シリア	モザンビーク	マーシャル
南スーダン	ミャンマー	ミクロネシア連邦
コンゴ民主共和国	ウガンダ	ソロモン
中央アフリカ	ベネズエラ	東ティモール
チャド	コンゴ共和国	ツバル
スーダン	ギニアビサウ	
アフガニスタン	コートジボワール	
ジンバブエ	パキスタン	
エチオピア	北朝鮮	
ナイジェリア	ブルキナファソ	
ハイチ	ガンビア	
ギニア	コソボ	
カメルーン	ラオス	
ブルンジ	レバノン	
エリトリア	リベリア	
リビア	パプアニューギニア	
マリ	パレスチナ	

	(百万ドル)					
	贈与		有償		合計	
	副 支出額	主 支出額	副 支出額	主 支出額	副 支出額	主 支出額
教育政策および管理運営	4.6	5.0	0.0	0.0	4.6	5.0
教育施設および研修	1.6	6.7	0.0	0.0	1.6	6.7
初等教育	0.0	8.1	0.0	0.0	0.0	8.1
幼児教育	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
学校給食	0.0	8.0	0.0	0.0	0.0	8.0
上級中等教育	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5
職業訓練	0.3	5.3	0.0	0.0	0.3	5.3
高等教育	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	1.3
保健政策および管理運営	0.3	1.5	0.0	0.0	0.3	1.5
医療サービス	0.4	11.6	0.0	0.0	0.4	11.6
基礎保健インフラ	0.1	2.2	0.0	0.0	0.1	2.2
基礎栄養摂取	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0
伝染性疾患の統制	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	2.4
保健教育	0.3	2.0	0.0	0.0	0.3	2.0
COVID-19統制	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	2.3
非伝染性疾患の統制, 一般	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2
性と生殖に関する健康管理	8.5	1.7	0.0	0.0	8.5	1.7
上水-大規模システム	0.0	3.6	0.0	1.9	0.0	5.4
上水および下水 - 小規模システム	0.4	0.9	0.0	0.0	0.4	0.9
基本的な飲料水の供給	0.0	8.0	0.0	0.0	0.0	8.0
公共セクターの政策と行政運営	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	2.7
法的・司法的発展	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8
女性と少女に対する暴力の根絶	4.5	0.2	0.0	0.0	4.5	0.2
安全保障システム管理と改革	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0	80.0
社会的保護	1.8	8.8	0.0	0.0	1.8	8.8
雇用創出	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	3.3
基本的社会サービスに関するマルチセクター援助	0.0	5.5	0.0	0.0	0.0	5.5
運輸政策と管理運営	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6
道路輸送	0.3	0.1	0.0	29.9	0.3	30.0
鉄道輸送	0.0	0.0	0.0	114.1	0.0	114.1
水上輸送	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2
航空輸送	0.0	0.0	0.0	35.7	0.0	35.7
エネルギー政策と管理運営	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3
送電、配電(中央管理の大規模送電網)	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
ビジネス政策・行政	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
農業政策と管理運営	0.0	4.1	0.0	0.0	0.0	4.1
農業開発	0.0	2.2	0.0	5.8	0.0	8.0
農業水資源	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	7.7
農作物生産	0.0	9.4	0.0	0.0	0.0	9.4
家畜	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	2.4
農業教育/研修	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	2.2
農業研究	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6
農業サービス	0.1	5.8	0.0	0.0	0.1	5.8
農業金融サービス	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3
家畜/獣医サービス	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2
林業政策と管理運営	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	4.2
漁業政策と管理運営	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.9
漁業開発	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7
漁業教育/研修	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5
産業政策と管理運営	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	1.8
中小企業(SME)発展	0.0	1.9	0.0	0.5	0.0	2.4
農産業	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
繊維品、革及び代用物	1.2	0.5	0.0	0.0	1.2	0.5
貿易円滑化	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8
環境政策と管理運営	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4
生物多様性	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.9
都市開発と管理	0.0	16.9	0.0	0.0	0.0	16.9
地方開発	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4
災害リスク軽減	0.7	1.4	0.0	0.0	0.7	1.4
家庭の食糧安全保障プログラム	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	3.0
一般財政支援	0.0	0.0	0.0	296.1	0.0	296.1
物資による救援支援とサービス	0.7	82.9	0.0	0.0	0.7	82.9
緊急食糧援助	0.0	108.5	0.0	0.0	0.0	108.5
救援調整及び支援サービス	0.0	4.6	0.0	0.0	0.0	4.6
緊急事態直後の復興と復旧	0.0	43.1	0.0	0.0	0.0	43.1
セクター不特定	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0

評価委員会

女性・平和・安全保障に関する行動計画 評価委員		
役職	氏名	肩書き
委員長	目黒依子	上智大学名誉教授
委員	川眞田嘉壽子	立正大学法学部教授
	池田恵子	静岡大学教育学部教授・同防災総合センター兼任教員
		減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
	石井宏明	一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師
	石井美恵子	国際医療福祉大学大学院 災害医療領域教授
	大崎麻子	関西学院大学総合政策学部客員教授
	瀬谷ルミ子	特定非営利活動法人 Reach Alternatives (REALs) 理事長
	山谷清志	同志社大学政策学部教授